

# 令和7年度第3回宍粟市地域公共交通会議次第

日時 令和7年12月22日(月) 午前10時30分～  
場所 宍粟市役所本庁舎4階402・403会議室

## 1 開 会

## 2 あいさつ

## 3 報 告

- (1) 千種地域におけるデマンド乗合交通の実証運行の取組み状況について ..... 6

## 4 議 事

- (1) 自家用有償旅客運送(ちくさええとこバス)の登録申請について ..... 19  
(2) 地域内フィーダー系統補助に係る地域公共交通計画変更認定申請  
について ..... 32

## 5 そ の 他

- (1) 令和8年4月1日以降のダイヤ改正について ..... 48

## 6 閉 会

## 宍粟市地域公共交通会議委員名簿(第3回)

■委員 R6.6.27～R8.3.31

	所 属	役 職	氏 名	出欠	備考
1	宍粟市	宍粟市副市長	富田 健次	○	会長
2	住民代表	宍粟市社会福祉協議会事務局次長	春名 豊滋	○	副会長
3	住民代表	宍粟市連合自治会(山崎町連合自治会 代表)	井上 茂弘	○	
4	住民代表 自家用有償旅客運送実施団体代表	宍粟市連合自治会(一宮町連合自治会 代表) 三方繁盛つれてってカー運営委員会	小林 浩	○	監事
5	住民代表	宍粟市連合自治会(波賀町連合自治会 代表)	柿本 義人	○	
6	住民代表	宍粟市連合自治会(千種町連合自治会 代表)	春名 誠	○	
7	住民代表	公募委員	中林 久美子	欠	
8	住民代表	宍粟市老人クラブ連合会長	鎌田 恵司	○	監事
9	学識経験者	兵庫県立大学 教授	兒山 真也	○	リモート
10	バス事業者代表	神姫バス(株) 姫路営業所長	清水 忠臣 代理:山梨 恒嘉	○	
11	バス事業者代表	(株)ウイング神姫業務部長	日下部 達也	○	
12	バス事業者団体代表	公益社団法人兵庫県バス協会専務理事	新屋敷 昭一	○	リモート
13	タクシー事業者代表	西播タクシー協会宍粟支部長	出雲 聖士 代理:出雲聖子	○	
14	労働団体代表	(株)ウイング神姫労働組合山崎支部支部長	中里 隆太	欠	
15	道路管理者	国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所山崎維持出張所長	小山 雅弘	欠	
16	道路管理者	兵庫県龍野土木事務所宍粟事業所道路担当課長	大村 泰三	○	
17	道路管理者	宍粟市建設部建設課長	春名 良信	○	
18	公安委員会	宍粟警察署交通課長	半澤 英明	○	
19	神戸運輸監理部	兵庫陸運部輸送部門 首席運輸企画専門官	木原 健太 代理:竹原弘二	○	
20	兵庫県西播磨県民局	光都土木事務所所長補佐(企画調整担当)	木下 長茂 代理:菅藤 崇	○	

## 宍粟市地域公共交通会議事務局名簿

所 属	役 職	氏 名	備考
市民生活部	部長	森本 和人	
市民生活部	次長	朱山 和成	
市民生活部 まちづくり推進課	次長兼課長	中尾 善弘	
市民生活部 まちづくり推進課	副課長	前田 裕作	
市民生活部 まちづくり推進課	係長	徳久阪 朗	
市民生活部 まちづくり推進課	主査	藤多 祐太朗	
健康福祉部 障がい福祉課	課長兼係長	小椋 憲樹	
一宮市民局 まちづくり推進課	主幹	橋本 徹	
波賀市民局 まちづくり推進課	係長	山内 英樹	
千種市民局 まちづくり推進課	主査	山田 築	

### ■オブザーバー

所 属	役 職	氏 名	備考
兵庫県土木部	交通政策課 副課長 兼地域交通班長	小玉 瞳人	
(株)ウイング神姫	業務部業務課次長	藤本 直人	
(株)ウイング神姫	山崎営業所長	上山 英則	

## 宍粟市地域公共交通会議規約

### (設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、地域の実情に応じた持続可能な交通サービスの実現をめざし、住民代表、事業者及び行政等が協働し意見聴取又は必要な協議を行うため、宍粟市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

### (事務所)

第2条 交通会議の事務所は、兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6宍粟市役所内に置く。

### (所掌事務)

第3条 交通会議は、次に掲げる事項について意見聴取又は協議を行う。

- (1) 地域の実情に応じた地域交通のニーズの把握に関すること。
- (2) 地域における需要に応じた適切な乗合旅客運送の態様に関すること。
- (3) 地域公共交通計画の作成及び変更に関する協議に関すること。
- (4) 地域公共交通計画の実施に関する協議に関すること。
- (5) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (6) 地域公共交通確保維持改善事業に関すること。
- (7) 交通空白地輸送を行う自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から收受する対価に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、交通会議が必要と認める事項

### (組織)

第4条 交通会議は、次に掲げる委員をもって組織し、市長が委嘱する。

- (1) 住民の代表
- (2) 学識経験者
- (3) バス、タクシー事業者及びそれらが組織する団体の代表
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表
- (5) 道路管理者
- (6) 公安委員会
- (7) 神戸運輸監理部長又はその指名する職員
- (8) 兵庫県の関係職員
- (9) 宍粟市副市長
- (10) その他交通会議が必要と認める者

2 自家用有償旅客運送に係る協議を行う場合は、前項の委員に加えて、宍粟市内において現に自家用有償旅客運送を行っている特定非営利活動法人等の団体に所属する者のうちその代表者が指名する者を交通会議の委員とする。

3 委員の任期は委嘱の日から翌年度の年度末までとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(役員)

第5条 交通会議に次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 1人

(3) 監事 2人

2 会長は、宍粟市副市長とし、交通会議を代表し、その会務を総理する。

3 会長は、副会長及び監事を委員の中から任命する。

4 副会長は、会長を補佐して交通会議の業務を掌理し、会長不在の時は、会長の職務を代理する。

5 監事は、交通会議の会計監査を行う。

6 監事は、会計監査の結果を交通会議において報告する。

(会議)

第6条 交通会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 交通会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員は、やむを得ない理由により交通会議に出席できないときは、その委員の代わりの者を出席させることができる。この場合において、代わりに出席した者は、委員とみなす。

4 交通会議の議決の方法は、原則として全会一致とするが、成立しない場合においては多数決とする。

5 交通会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

6 交通会議は原則として公開とする。ただし、交通会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

7 前各項に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第7条 交通会議において議決された事項については、交通会議の構成員はその結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第8条 交通会議に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ交通会議に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第9条 第3条に掲げる事項について専門的な調査及び検討等、又は道路運送法第9条第4

項に規定する運賃等に関する協議を行うため、必要に応じ交通会議に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第10条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

2 事務局は、宍粟市公共交通担当課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第11条 交通会議の経費は、必要に応じて負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第12条 交通会議の予算の編成及び現金の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議が解散した場合の措置)

第13条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第14条 この規約に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成26年6月24日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年1月26日から施行する。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和7年6月25日から施行する。

## ちくさえどこノバス運行実績表

左上: 疾患人数、右下: 運行数  
[Yellow box] などセシタにて運行

R7年10月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	合計	乗車率	
木	木	木	木	木	木	木	木	木	木	木	木	木	木	木	木	木	木	木	木	木	木	木	木	木	木	木	木	木	木	木	木	木	木	木	木
「オフシーナー		0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2
ハイタース		9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
アトレー		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		0	9	1	1	0	0	0	0	4	0	0	0	12	3	14	0	16	0	7	16	0	0	2	0	0	0	15	11	144	11	68	2.12		

# 「ちくさええとこバス」のアンケート調査結果報告

令和7年12月5日(金)

## 1. 調査の概要

2

調査の目的	2025年9月26日より実証運行を開始した「ちくさええとこバス」について、サービスに対する評価や意向を把握する。特に、本格運行へ移行する際の有償化やサービス内容の改善に向けた基礎資料とすることを目的とする。
調査形式	調査票(A4両面)またはWebフォーム
配布・回収方法	<ul style="list-style-type: none"><li>● 配布方法<ul style="list-style-type: none"><li>・車内配布:ドライバーがちくさええとこバスの利用者へ調査票と回収用封筒を手渡し</li><li>・ちくさええとこ協議会LINE登録者にメッセージでWebフォームを送信依頼</li></ul></li><li>● 回収方法<ul style="list-style-type: none"><li>・車内回収:ドライバーが利用者から直接回収する</li><li>・郵送回収:回収用封筒で返送</li><li>・Webフォームからの回収</li></ul></li></ul>
依頼方法	<ul style="list-style-type: none"><li>● ドライバーへ依頼</li><li>● LINE登録者へメッセージでの依頼</li></ul>
期間	2025年11月4日～11月20日
回収票	153件(内訳 紙ベースの調査票 63件、WEB回答 90件) ※うち2件は集計作業を過ぎての回収のため自由記述のみ反映

## アンケート調査票

「ちくさええとこバス」アンケート調査

こちらからスマートフォンなどでウェブ回答できます！

QRコード

問1. あなたご自身のことについてうかがいます。

次の①～⑥についてお答えください。「それぞれあてはまるもの」1つに○をするか、( )内に記入。

① お住まいの地区  
1. 千草 2. 岩野辺 3. 河呂 4. 河内 5. 西河内  
6. 奥西山 7. 西山 8. 堺 9. 七野 10. 下河野  
11. 黒山 12. 中島 13. 鹿児 14. その他( )

② 年齢 ( )歳 ※回答時の年齢

③ 性別 1. 男性 2. 女性 3. 回答しない

④ 世帯構成 1. 三世代家族(親と子と孫) 2. 二世代家族(親と子)  
3. 夫婦のみの世帯 4. 単身世帯 5. その他

⑤ 免許証の保有 1. 自動車免許あり 2. 自動二輪車免許あり  
3. 保有していない(返納した(返納した時期 年頃)

⑥ 携帯電話の保有状況 1. スマートフォンを持っている  
2. スマートフォン以外の携帯電話(ガラケーなど)を持っている  
3. 携帯電話を持っていない

問2. 「ちくさええとこバス」のご利用や生活の変化についてうかがいます。

これまでの「ちくさええとこバス」のご利用状況をお聞かせください。  
「利用したことある」方は利用頻度や利用目的、予約方法についてもお答えください。

① 利用経験 1. 利用したことある 2. 利用したことない

② 利用頻度 これまでに( )回程度利用した。※片道を1回としてご回答ください

③ 主な利用目的 1. 通院 2. 買い物 3. 食事 4. 金融機関  
5. 公共施設 6. 友人・知人宅訪問 7. 趣味・習い事  
8. バスへの乗り継ぎ 9. その他( )

④ 予約方法 1. 電話で予約した 2. スマホ(ネット・LINE)で予約した  
【あてはまるものすべてに○】

「ちくさええとこバス」が運行を始めて、外出する回数に変化はありましたか。

1. 増えた(週に 回くらい増えた)  
2. 変わらない  
3. 減った(週に 回くらい減った)

「ちくさええとこバス」ができた、あなたの気持ちや行動に変化はありましたか。【あてはまるものすべてに○】

1. 気軽に外出できるようになった 2. 外出したい・外出してみようと思うようになった  
3. 人と交流する機会が増えた 4. 家族や人に送迎を頼まなくとも良かった  
5. 外出先が増えた 6. 自分で運転する機会が減った  
7. 将來の移動手段への不安が少し減った  
8. 千種地域の交通について自慢したいと思うようになった  
9. 特に変化はない  
10. その他(具体的に )

アンケートは裏面に続きます ➔

問3. 「ちくさええとこバス」のサービスについてうかがいます。

「ちくさええとこバス」のサービス内容①～⑥の各項目で、あなたのお考えに最も近い番号(1～4)に○をしてください。

項目	満足	やや満足	やや不満	不満
① 運行している時間帯(8:00～17:00)	1	2	3	4
② 運行している曜日(月・火・木・金)	1	2	3	4
③ 行ける場所の多さ(千種地域内どこでも)	1	2	3	4
④ 予約のしやすさ(電話・ネット・LINE)	1	2	3	4
⑤ バスとの乗り継ぎしやすさ	1	2	3	4
⑥ 「ちくさええとこバス」の総合的な満足度	1	2	3	4

「ちくさええとこバス」は、現在、本格運行に向けて有料化を検討しています。1乗車いくらまでであれば利用したいと思います。

1乗車( )円程度 であれば利用したい

もし月額3,000円のような料金で1か月間乗り放題になるプランがあれば利用したいですか。

1. 利用したい 2. 金額によっては利用したい 3. 利用しない 4. わからない

問4. 「ちくさええとこバス」の今後の活用アイデアについてお聞かせください。

今後、どのような目的でもっと利用してみたいと思います。(あてはまるものすべてに○)

1. 地域のイベントに行くときに使いたい
2. 友人やグループでまとまって、食事や集まりに行くときに使いたい
3. 趣味やサークル活動、スポーツの練習場所に行くときに使いたい
4. 子どもや孫の遊びの送迎に使いたい
5. 千種地域の観光地(ちくさ高原など)を巡るために使いたい
6. その他、こんなこと( )に使いたい(便利・自由記述)

問5. 自由意見

「ちくさええとこバス」のサービス内容や今後の活用などについて、ご意見やご要望があればご自由にお書きください。

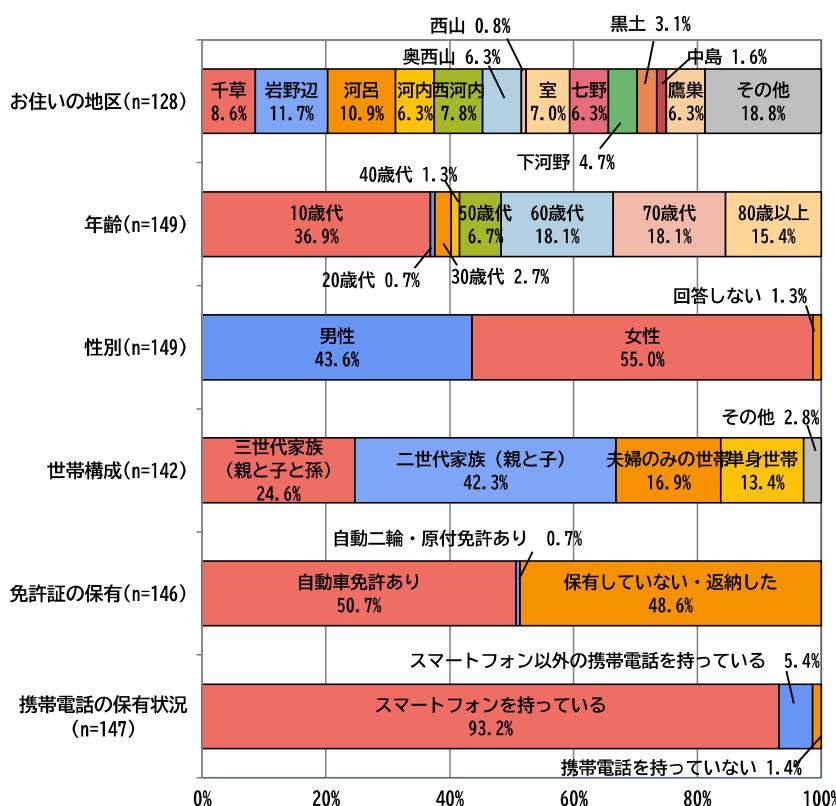
アンケートは以上になります。ご協力ありがとうございました。

## 「ちくさええとこバス」の利用者アンケート 調査結果

調査形式：調査票(A4両面)またはWebフォーム

対象：ちくさええとこバスの利用者及びちくさええとこ協議会LINE登録者

## 【Q1】あなた自身のことについておたずねします。



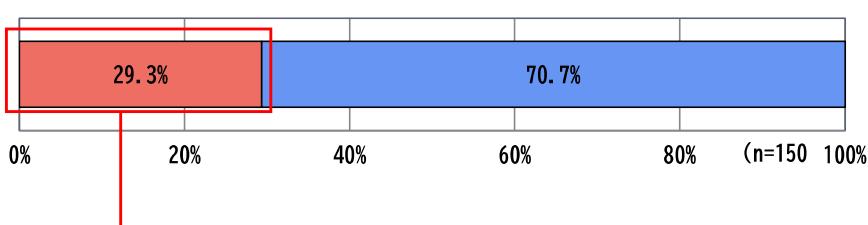
- 60歳代以上が5割、10歳代が4割と高い
- 携帯電話の保有率は9割と高い

## 【Q2】「ちくさええとこバス」のご利用や生活の変化についてうかがいます。

## 【①利用経験】

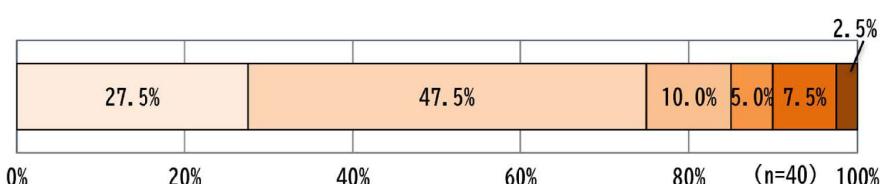
■利用したことがある      □利用したことがない

- 利用経験があると3割が回答
- 利用回数は1、2回程度の利用が多い傾向



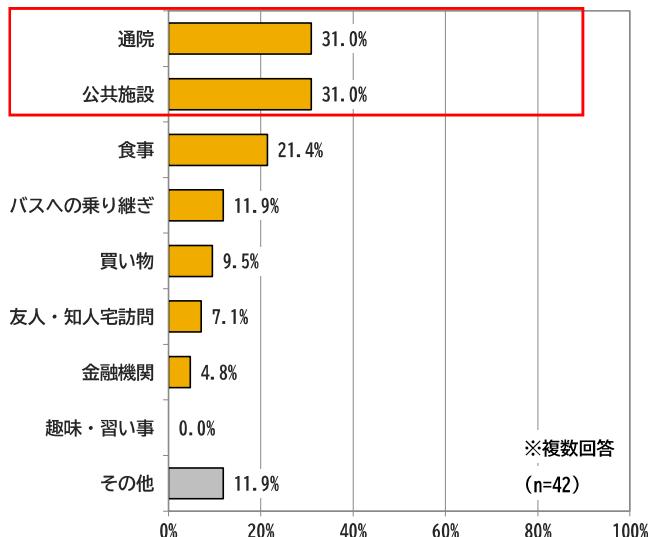
## 【②利用したことがある ⇒これまでに( )回程度利用した】

□1回      □2回      □3~4回      □5~6回      □7~8回      □20回

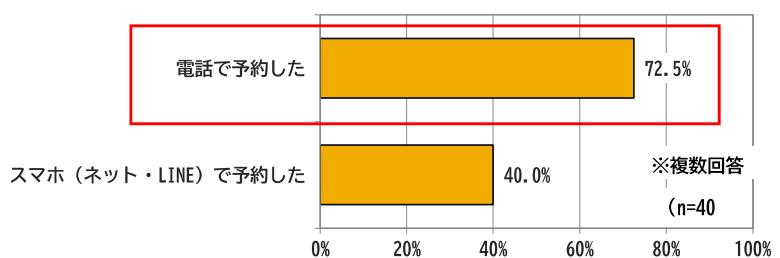


- 通院や公共施設への移動利用がトップ
- 電話での予約が多い傾向だが、Web予約も4割見られる

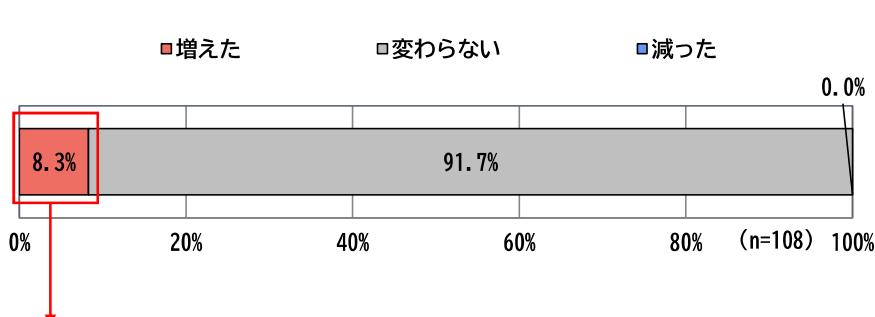
## 【③主な利用目的】



## 【④予約方法】

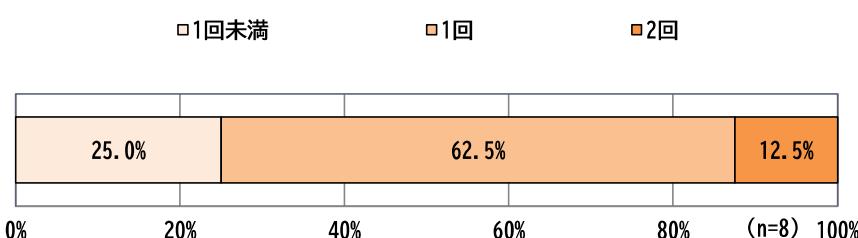


## 【⑤「ちくさええとこバス」が運行を始めて、外出する回数に変化はありましたか。】

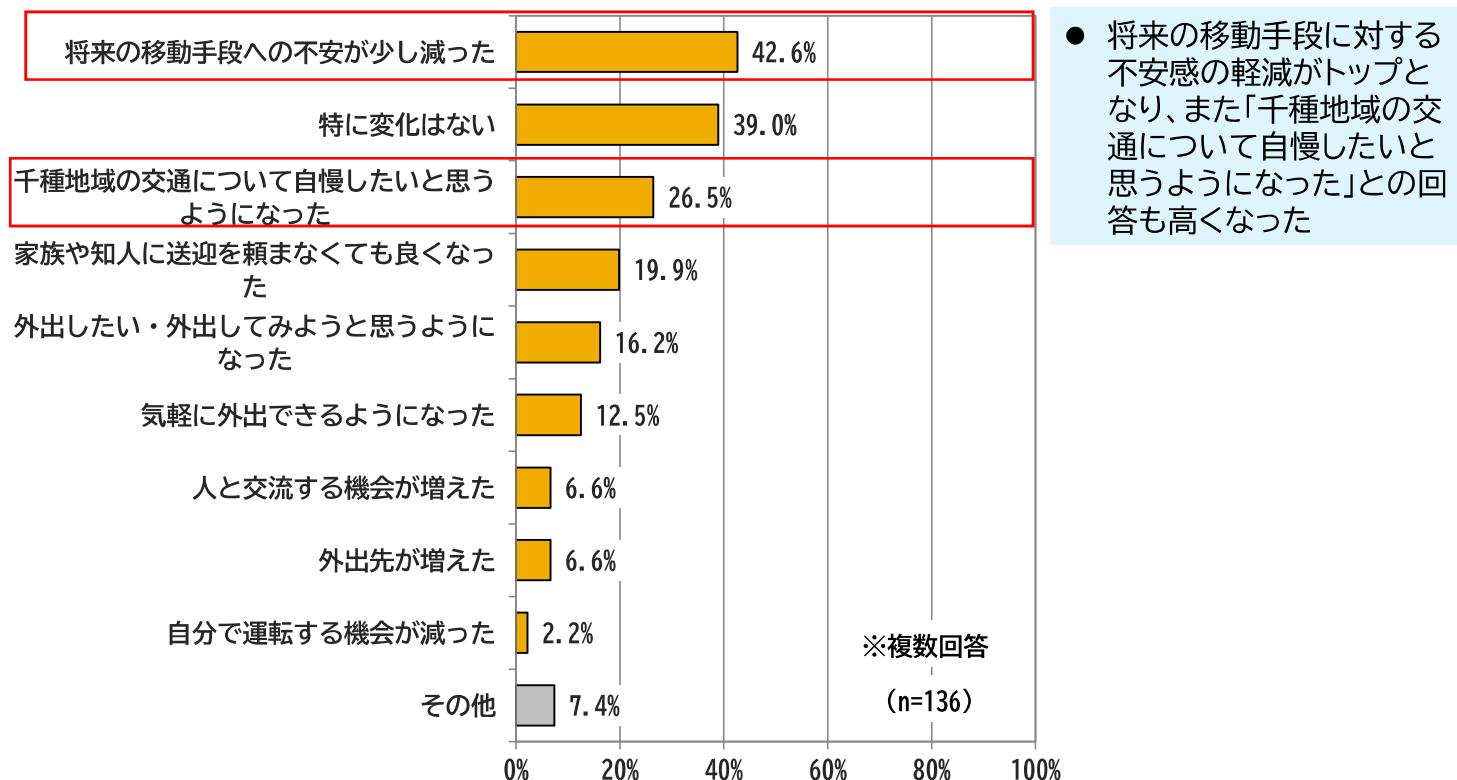


- 「ちくさええとこバス」の運行開始後、外出頻度の減少は見られず、1割で増加が見られた

## 【⑥増えた ⇒ 週に( )回くらい増えた】



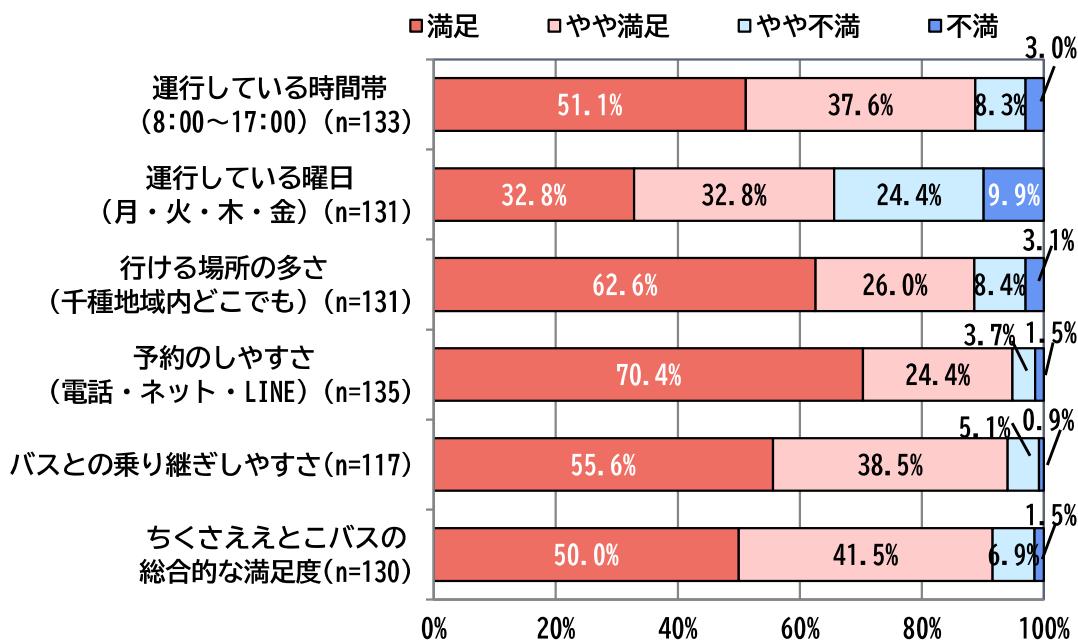
【⑦「ちくさええとこバス」ができて、あなたの気持ちや行動に変化はありましたか。】



【Q3】「ちくさええとこバス」のご利用や生活の変化についてうかがいます。

- 過半数がサービス内容に満足またはやや満足していると回答
- 総合的な満足度では、満足・やや満足を合わせて9割以上の方が満足と回答した

【①サービス内容の満足度】

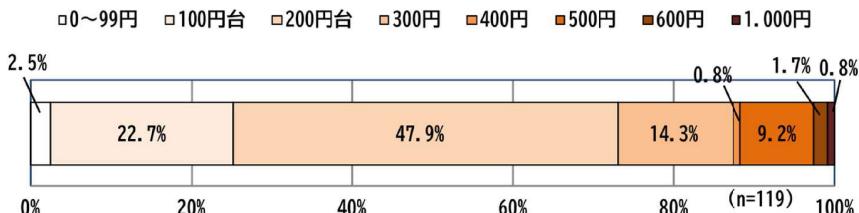


【②「ちくさええとこバス」は、現在、本格運行に向けて有料化を検討しています。  
1乗車いくらまでであれば利用したいと思いますか。】

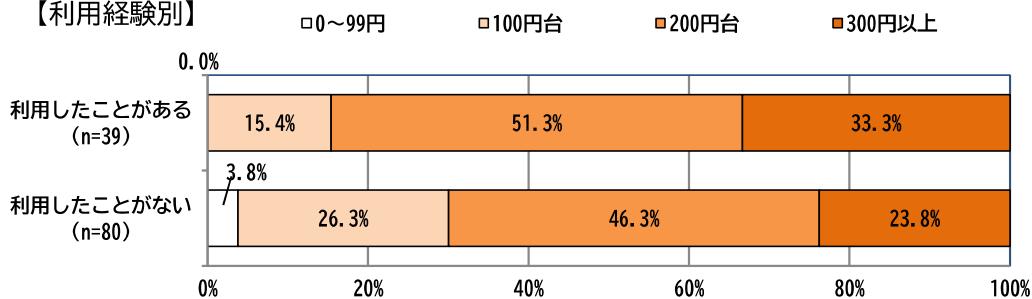
- ちくさええとこバスを利用したことがある方では、1乗車200円台の回答が5割、次いで300円以上が3割となった

平均値	
全体	232.4円
利用したことがある	253.8円
利用したことがない	221.9円

【全体】



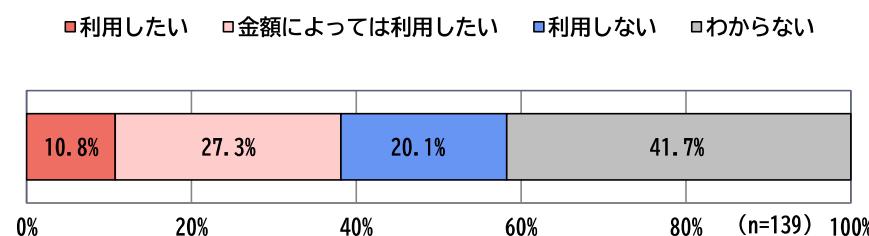
【利用経験別】



【③もし月額 3,000円のような料金で1か月間乗り放題になるプランがあれば利用したいですか。】

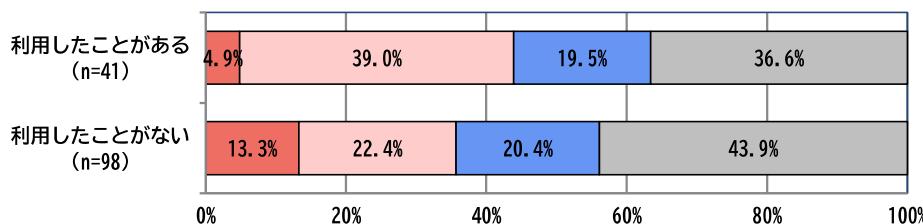
- 利用したい、金額によっては利用したいを合わせて、4割の方が利用したいと回答
- 特に利用したことがある方で利用意向が高い

【全体】



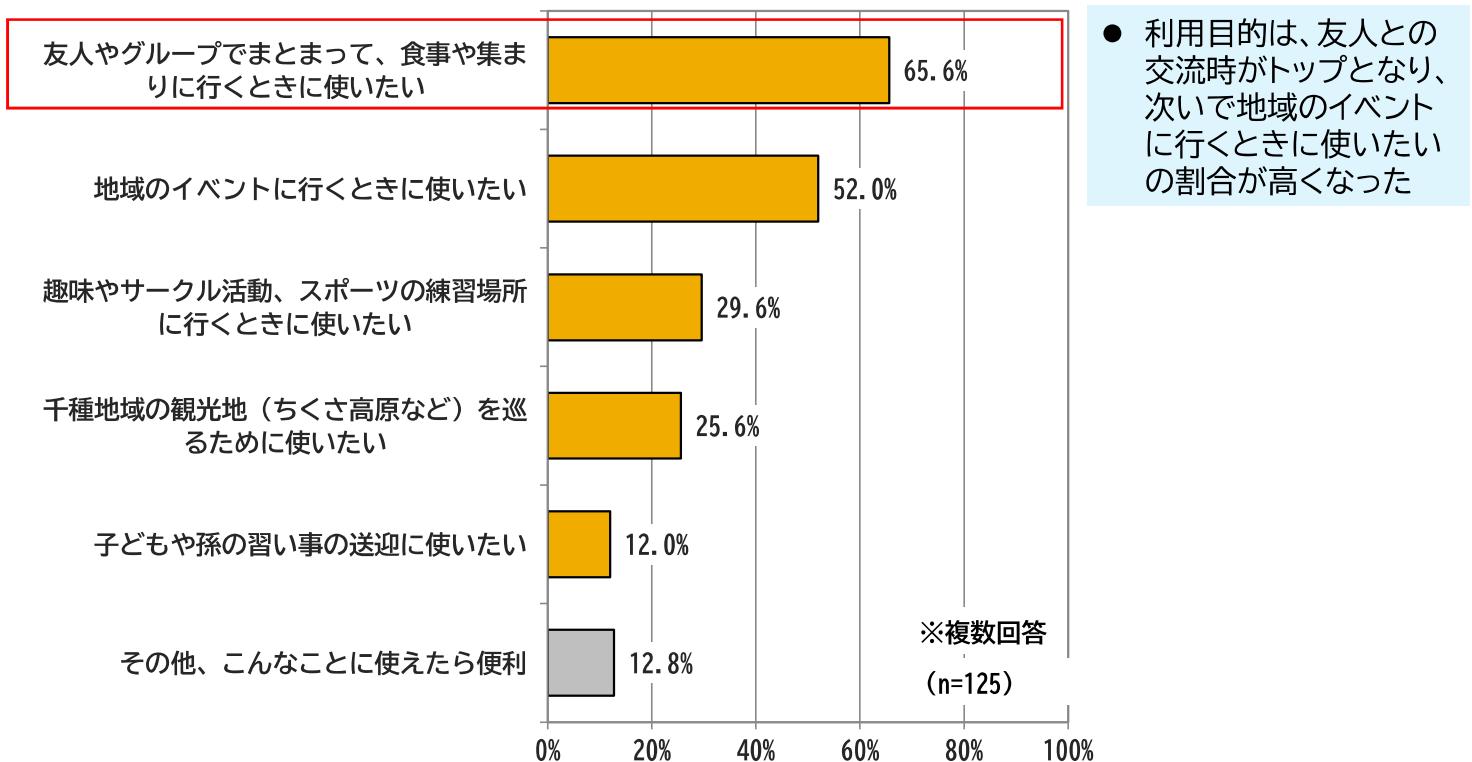
【利用経験別】

■利用したい □金額によっては利用したい □利用しない □わからない



【Q4】「ちくさええとこバス」の今後の活用アイデアについてお聞かせください。

【今後、どのような目的でもっと利用してみたいと思いますか。】



- 利用目的は、友人との交流時がトップとなり、次いで地域のイベントに行くときに使いたいの割合が高くなった

【Q5】自由意見(要約)

以下の表は自由意見の要約であり、原文と完全に同一ではないため、参考としてください

	意見カテゴリ	具体的な意見内容	件数
1	感謝と将来への期待	サービスへの感謝、将来運転できなくなった際の足としての期待、ドアツードアの送迎や事業継続を望む声。	28
2	運行曜日・時間の拡充	現在運休している水曜日や土日祝日の運行を求める声。	21
3	新たな利用シーンの提案	飲み会後の送迎（飲酒運転防止）、客貨混載、高校の探求学習での活用、降雪時の通勤利用など、多様なアイデア。	9
4	料金・支払い方法の改善	有料化後の乗り放題プラン（3,000円）は高すぎるとの懸念。	7
5	広報・周知の強化	特に高齢者など、まだサービスを知らない住民に対して、利用方法を含めた更なる広報活動を求める意見。	5
6	運行エリアの拡大	日常の買い物や通院利便性向上のため、千種町外（特に山崎・宍粟市内の病院や商業施設）へのエリア拡大を望む声。	4
7	利便性の向上	帰りの時間が未定の場合でも柔軟に予約できることや、緊急時にも対応できるタクシーのような手軽さを求める意見。	3

## 【Q5】自由意見(原文1/5)

地区	年代	利用歴	「ちくさええとこバス」のサービス内容や今後の活用などについての自由意見
千草	40歳代	利用したことがない	特に高齢の方は新しい事を受け入れるには十分な説明や認知が必要だと思うので、広く宣伝してほしいと思います。
	70歳代	利用したことがない	自分で運転できなくなったら利用したいです。往く時は時間が分かれますが、復(帰る時)の時は時間が未定の場合、心配です。
	70歳代	利用したことがない	買物、診療等だけでなく、町内の友人達との会合や家庭まで乗車できることをもっとアピールしていった方が良い。又、週〇日運行、緊急で出かけなければならない時などの利用方法(救急車ではなく)友人が急病でいるので行きたい時等
	80歳以上	利用したことがある	早速利用させていただき嬉しかったです。これからも色々と利用させて頂きます。
岩野辺	50歳代	利用したことがない	千種にある歯医者、病院の日と同じ曜日であれば便利。特に歯医者!
	50歳代	利用したことがある	①商店街の各店舗との協働による割引制度の仕組みの構築 ②買い物支援事業としての客貨混載事業の実施 ③ええとこ協議会主催イベント開催時などの土日祝日運行 ④ちくさの郷による福祉有償運送
	60歳代	利用したことがない	利用していないので回答できないところもあります。
	60歳代	利用したことがない	タクシーのように使わせてもらえた良好な印象です。それに近いとは思うが予約とかあるので。
	60歳代	利用したことがある	水曜日の運行や土日の運行も考えていただきたい。
	60歳代	利用したことがない	とても良いシステムです。歳がいい、いつか利用すると思います。
	70歳代	利用したことがない	兎にも角にも実行、更に継続。
	不明	不明	飲み会など代行的な感じでも運行してもらえたならなーと思います。夜10時まで可とか、夜割高運行でも。

## 2. 調査結果

## 【Q5】自由意見(原文2/5)

地区	年代	利用歴	「ちくさええとこバス」のサービス内容や今後の活用などについての自由意見
河呂	60歳代	利用したことがない	将来的には利用したいと思うが、今の所は利用しないと思う。
	60歳代	利用したことがない	ライブラリーちくさでサークルの勉強会を行っています。時間は、7時から9時までです。水曜日になります。できたら、水曜日にも運行して欲しいです。帰りは人に乗せてもらうので行きだけでももう1時間、時間を伸ばしてもらいたいです。1時間くらいだったら始まりの時間まで待てます。どうかよろしくお願ひします。
	70歳代	利用したことがない	今は自家用車でどこにでも行きますが、利用している親と子どもの様子を見て便利だと思いました。高齢者の方が乗り合わせてイベントにお出かけになる様子を見て大変良い事だと思いました。今は無料と聞きましたが、利用しやすい料金設定を!
	70歳代	利用したことがない	有料化になれば金額の方はわかりません・・・。乗り放題プラン3000円は高いと思います。
	70歳代	利用したことがない	今は使ってないので何も言えませんが近いうちに利用しようと思っています。
	80歳以上	利用したことがある	よろこんであります。
河内	10歳代	利用したことがある	有料化されたら、回数券などあればありがたいです。
	80歳以上	利用したことがある	もう少し遅くまで時間あればうれしいです。
	80歳以上	利用したことがある	高齢故外出は控えたいですが、「ええとこバス」が利用出来る事に大変大変安心感があります。本当に有難いです。よろしくお願ひ致します。
西河内	30歳代	利用したことがある	土日曜日も運行してほしい。
	50歳代	利用したことがない	多くの方に知って頂き、気軽に利用してもらいたいですね。 通勤通学にも利用できる時間帯も今後検討していただきたいです。
	60歳代	利用したことがない	水曜日も含めた、平日、全運行になればありがたいと思います。
	60歳代	利用したことがある	すばらしい取組をこの千種町でして頂き、大変ありがとうございます。様々な意見や財政的な事もあったでしょうが、難しい会議を重ね、この実証運行までこぎつけられたご尽力に感謝致します。まだまだ課題や問題点、要望もあるかと思いますが、ここまでたどり着けられた皆さんのお力で、益々充実した取り組みになる事を願っています。
	60歳代	利用したことがない	一番利用したい高齢者にサービス内容等をちゃんと伝わるように考えてもらいたいです。
	70歳代	利用したことがある	運行が安定したらせて山崎まで行ってもらいたい。山崎の病院にも行っているので!

## 【Q5】自由意見(原文3/5)

地区	年代	利用歴	「ちくさええとこバス」のサービス内容や今後の活用などについての自由意見
奥西山	70歳代	利用したことがない	免許がなく、行きたい所に行けるようになって良かったです。今まで迎えに来てもらわないと行けなかった人がもっと出かけたらよいと思う。しきぐさ学園行く時、かえる時、地域のイベント等に利用したい。イベントが日曜日にある時は特別に運行してほしいです。
	70歳代	利用したことがない	車が乗れなくなったら乗る機会も増えると思いますこの間しきぐさ学園の講座に使われたこと知りました！帰りも予約できたと喜ばれています！
西山	80歳以上	利用したことがある	道の駅のイベントが土曜か日曜にあるのに、その日バスが休みになるのがつらいです。
室	40歳代	利用したことがない	自宅まで送迎してもらえる事でバス停で待つこともなくみなさん喜んでおられます
	60歳代	利用したことがない	現在は利用を必要としていないが、自己の将来で必要となる事と考えます。ただ買物、病院での外出が多いので、千種町内での利用より、山崎・佐用での利用が多い為、千種町外への運行か他との連携運行が不可欠と考えます。
	60歳代	利用したことがない	高齢者や子供達にとっては利用価値があると思います。知り合いの高齢者さんは美容院や買い物に利用し、大変喜ばれています。一方で電話番号がわからない、など利用方法がまだ浸透していない所もあります。
	70歳代	利用したことがない	現在77歳ですので、いつ足が痛く、歩きづらい日が来るかもしれません。ので「ええとこバス」を運行して頂けることが、大変嬉しく思います。今は運転していますが、近い将来、止めなくてはならなくなると思います。そしたら本当に助かります。安心して暮らせます。ので、よろしくお願いいいたします。（家に迎えに来ていただけるという事が、身体に不調を感じる年寄りには特に有難いことです！） (問3②運行している曜日) できれば毎日が良いでしょうが運行が無理なこともあるのでしょうか。それならこの回数で良いと思います。運行日に合わせて行動すれば良いですか。 (料金プランについて) 運転出来なくなれば時々利用したいが3000円以上になると難しい。
	70歳代	利用したことがある	加齢と共に体力、気力が落ち、千種での暮らしを続けたいと思うときに、私には無くてはならない乗り物です。
	70歳代	利用したことがない	一度乗ってみたいです。以前予定していましたが、行けなくなりました。
	80歳以上	利用したことがない	とても良いサービスなので、利用させてもらい、なくさないでほしい。

## 2. 調査結果

## 【Q5】自由意見(原文4/5)

地区	年代	利用歴	「ちくさええとこバス」のサービス内容や今後の活用などについての自由意見
七野	60歳代	利用したことがある	高齢者もですが、若者も利用しやすい利用形態になると良いと思います。
	60歳代	利用したことがある	家の前まで来ていただけるのがとてもうれしいです。 できれば飲酒の後に利用できればもっとうれしいです。
	60歳代	利用したことがある	家の前まで来ていただけるのがとてもうれしいです。 できれば飲酒の後に利用できればもっとうれしいです。
	70歳代	利用したことがある	ポイントを貯める、クーポンがもらえる等があれば良いと思う。水曜日も運行してもらいたいと思う。
	70歳代	利用したことがない	アンケートが届くのが早い、まだバスが運行して間がないので。アンケートの時期がはやすぎる。365日毎日運行してほしい。夜も運行してほしい。水曜日に利用したかったが予約できなかった。
	80歳以上	利用したことがある	利用させて頂いて有難かったです。水曜日にライブリーに行く予定があったので残念でした。
下河野	60歳代	利用したことがない	宍粟市内の医療機関や市民局、学校、イオン、各道の駅等、神姫バス山崎迄 行けたらいいなあ。
	70歳代	利用したことがある	1. 運行している時間帯の延長を検討していただきたい。2. 運行している曜日も土、日を入れていただきたい。理由はイベントやグループの集まり、サークル活動、スポーツの練習などは土日開催が多い事、そして利用者の増加につながるから。
	70歳代	利用したことがない	出来たら毎日運行してほしい。
	80歳以上	利用したことがない	友人達と一緒に利用出来るので有難たい。

## 【Q5】自由意見(原文5/5)

地区	年代	利用歴	「ちくさええとこバス」のサービス内容や今後の活用などについての自由意見
黒土	60歳代	利用したことがない	ちくさええとこバスにつきまして「月額3000円乗り放題プラン」は大変魅力的な取組だと思います。ただ体調不良や所用で利用できない日もあることを考えますと、利用者の選択肢を広げるためにも、回数券の導入をご検討いただければ幸いです。また、習い事については行きは利用できても、帰りが運行時間の関係で利用できないので、そのあたり検討して頂けたいたいです。
	70歳代	利用したことがない	今のところ自分で運転出来ていますが、「ちくさええとこバス」があることで、将来の移動手段への希望ができてきました。感謝です。
	不明	利用したことがない	地域の為にご尽力いただいている事に感謝しています。車を離したらどうしようかと悩んでいますので助かります。よろしく頼みます。
中島	60歳代	利用したことがない	時間帯を18時または19時までに出来ないか?
	70歳代	利用したことがない	総合病院など宍粟市内の病院等に利用出来るようにしてほしい。
鷹巣	60歳代	利用したことがない	土日祝日もできれば運行してもらえると嬉しい。 降雪時の通勤に使えると助かります。
	60歳代	利用したことがない	問題は多々あると思いますが頑張ってください。
	80歳以上	利用したことがない	大いに利用させてもらいたいです。
	不明	利用したことがない	土日祝の運行と仕事が終わった夜の時間20:00ごろまで(エーガイヤ温泉の終わりの時間までなど)の運行があれば利用の幅が広がる。
その他	50歳代	利用したことがない	千種高校のゴルフやスキー、総合的な探求の時間で活用する事はできないか検討してもらいたい。
不明	10歳代	利用したことがない	今後ちくさええとこバスを利用したいと思いました。
	10歳代	利用したことがない	土日だと若い世代も利用が増えると思います。
	50歳代	利用したことがある	予約が簡単でわかりやすくとても便利なシステムだと思います。 また数人でお昼ごはんに行く時など利用したいと思います。

## 3. まとめ

## 1. 「移動の不安解消」による心理的効果

- ✓ 総合満足度は9割を超え、特に自宅まで送迎する「ドア・ツー・ドア」の利便性が高く評価された。
- ✓ 特に「将来の移動手段への不安が減った」という回答も高く、単なる移動手段の提供を超えて、地域での暮らしの安心感を支える効果が得られた。

## 2. 有償化に向けた価格受容性

- ✓ 1乗車あたりの受容価格帯は、200円～300円程度と考えられる。
- ✓ 定額プラン(月額制)は、利用経験者の約4割が前向きな意向を示した。

## 3. デジタルシフトの可能性と課題

- ✓ 回答者のスマホ保有率は9割を超えるが、予約手段は電話が7割を占める。
- ✓ 一方でWeb予約も4割活用されており、若年層を中心としたデジタル活用の素地はある。今後は高齢者へのスマホ教室等を通じ、利便性向上や電話受付の負担軽減を図る余地がある。

## 4. 「生活を支える手段」から「交流を支える手段」

- ✓ 「土日祝日の運行」や「友人との集まりでの利用」を望む声が非常に多い。
- ✓ 通院・買物といった生活するうえで最低限の移動だけでなく、高齢者の生きがいづくりや地域コミュニティを活性化させる「楽しみの移動」における潜在需要が高い。今後は外出の目的づくりによる利用促進の検討がポイントになる。

## 5. 総括

- ✓ 本実証運行は、満足度も高く、住民の外出意欲向上に寄与しており順調な滑り出しつなった。
- ✓ 今後は、コストや持続可能性、市内交通ネットワークへの影響など、バランスを見ながら料金設定や運行曜日等の拡大を検討することなど検討が必要である。
- ✓ 高齢者においては外出の目的づくりによるさらなる利用促進に加えて、免許返納予備軍や若年層などの未利用者層に対し、具体的な利用体験を促す広報活動の検討が必要である。

## ちくさええとこバスの今後の方向性について

### 1. 「移動の不安解消」による心理的効果

- ・ 「将来の移動手段への不安が減った」という回答も高く、地域での暮らしの安心感を支える効果が見えてきた。
- ・ しかしながら、まだ、真に必要とされる多数の方がご存じでなく、利用につながっていない。あるいは、具体的な利用方法が周知できていないと考えられる。
- ・ 民生児童委員さん、各自治会の福祉役員さんなどの協力も得ながら、真に必要な方に利用いただけるよう働きかけていくことが望ましい。

### 2. 有償化に向けた価格受容性

- ・ 1乗車あたりの受容価格帯 200円～300円程度を基本としつつ、乗車回数の多い方の定額プラン（月額制）導入の期待にも配慮した料金設定が望ましい。
- ・ 園小中高の応援宣言を行っていることから、子どもや子育て世帯に配慮した料金設定が望ましい。
- ・ 事業の継続性を考えると、利用者には金額面での負担感が少なく、運営側には料金収受などの管理面での負担感が少ない料金設定が望ましい。
- ・ 多数の方の利用が見込め、運営管理もしやすくなるバランスの取れた料金設定望ましい。

### 3. デジタルシフトの可能性と課題

- ・ 高齢者も含めスマホ保有率が高いことが分かった。
- ・ 地域全体のIT教育、IT利活用対策の一環として、スマホ予約できる方が、スマホ操作に不慣れな方に、操作方法を親切丁寧に教えていくことで、ええとこバス利用者が増えていく取組につながっていくことが望ましい。学生によるスマホ教室などが展開できれば、なおすばらしい。

### 4. 「生活を支える手段」から「交流を支える手段」への期待

- ・ 運営側の負担を考えながら、できるだけニーズに応えていきたい。
- ・ 「平日運行」はできるだけ応えていきたい。「土日祝日運行」は、運営側に相当の負担がかかるため、ええとこ協議会のイベントなどに限定して、無理のない範囲で対応することしたい。この場合は、料金は無料とし、最低2週間前には、対応可否の判断が必要となると考える。

## 5. 総括

- ・ 運営会議で、地域住民の満足度があがる仕組みや改善方策を検討していく。
- ・ 地域公共交通会議に利用状況を定期的に報告するとともに、運営コストや持続可能性、市内交通ネットワークへの影響なども考慮しつつ、安全安心な運営が続けていけるよう努めていく。
- ・ 大型バスの減便や撤退につながらないよう、ええとこバスと大型バスへの乗継がたいへん便利になったことをPRしていく。特に、乗車率の低い三河経由山崎～千種間のバス利用者の増を目標とした取組を進めていく。
- ・ 社会福祉協議会、老人クラブ、商店街連合会などと連携し、高齢者のいきがいづくり、買い物支援と連動した取組などの検討を進めていく。
- ・ 子どもたちや子育て世代の意見を取り入れながら、学校園、子どもたちのニーズに応じた運用も模索していく。

## 6. 今後の主な予定

- ・ 12/22 地域公共交通会議（法定会議） 2月からの有償運送の可否について審議
- ・ 12/22 以降 アンケート協力者への結果の送付、公式LINE・HPでの結果の公開

## 議事（1）自家用有償旅客運送（ちくさええとこバス）の登録申請について

自家用有償旅客運送とは、バス・タクシー事業が成り立たない場合であって、地域における輸送手段の確保が必要な場合に、必要な安全上の措置をとった上で、市町村やNPO法人等が、自家用車を用いて提供する運送サービスである。導入には、地域公共交通会議において、自家用有償旅客運送の必要性や運送の区域、旅客から收受する対価に関する事項等について協議を調えたうえで、国へ登録申請を行う必要がある。

千種地域においては、路線バスの代替の移動手段の確保に向けて、9月26日からデマンド乗合交通「ちくさええとこバス」の実証運行を行っており、その経過やニーズ調査の結果を踏まえて、本格運行を自家用有償旅客運送により実施するにあたり、以下の運行の内容（案）により協議を行う。

### 運行の内容（案）

実施主体	ちくさええとこ協議会
運行主体	社会福祉法人 千種会
運行形態	区域運行
運行区域	宍粟市千種町全域
旅客の範囲	宍粟市千種町の住民及び来訪者
使用車両	4人乗り 1台（軽自動車） 7人乗り 1台（普通自動車） 10人乗り 1台（普通自動車）
運行管理、整備管理、事故対応の体制	様式第7号のとおり
運転者数	5名（大臣認定講習受講済または2種免許保有）
旅客から收受する対価	<b>【1乗車あたり】</b> 大人：200円 小学生から高校生：100円 障がいのある人：100円※保護者同伴の小学生未満無料 <b>【1カ月乗り放題】</b> 大人：2,000円 小学生から高校生：1,000円 障がいのある人：1,000円
運行日	月曜日から金曜日 (土日祝日・年末年始（12/29から1/3）は運休)
運行時間	8時30分から17時30分まで
利用方法	電話予約かWEB予約（60分前まで受付） ただし、電話受付は運行日の8時30分から17時30分、運休日は9時00分から17時00分とし、左記以外は受付不可とする。WEB予約は24時間受付可。
乗降場所	自宅または利用者が指定する場所

令和8年 月 日

神戸運輸監理部長 殿

名 称 ちくさええとこ協議会  
住 所 宍粟市千種町千草 59 番地 1  
代表者の氏名 田 住 学

## 自家用有償旅客運送の登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の登録を受けたいので、道路運送法第79条の2の規定に基づき、下記のとおり申請します。

## 記

## 1. 名称、住所、代表者の氏名

名 称 ちくさええとこ協議会  
住 所 宍粟市千種町千草 59 番地 1  
代表者の氏名 田 住 学

## 2. 自家用有償旅客運送の種別

交通空白地有償運送

## 3. 路線又は運送の区域

## (1) 路 線

	起 点	主たる経過地	終 点	キ ロ 程
1				

## (2) 運送の区域

区 域	備 考
宍粟市千種町の全域	

## 4. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
ちくさええとこセンター	宍粟市千種町千草 59 番地 1

5. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	保有区分	バス		普通自動車 (軽)		合計	
ちくさええとこセンター	保有			( )			
	持込		※	3 (1)	※ ( )	3	※
	合計			3 (1)		3	

軽自動車については、( ) 内に内数で記載すること

事業用自動車については、※欄に記載すること

6. 運送しようとする旅客の範囲

宍粟市千種町の住民及び来訪者

7. 路線又は運送の区域ごとの対価の額

(必要に応じ関係資料を添付のこと)

・対価の額（1乗車あたり）

区分	運送の対価
大人	1人1乗車につき 200 円
小学生から高校生	1人1乗車につき 100 円
未就学児	無料（保護者の同伴がある場合）
障がいがある人	1人1乗車につき 100 円

・対価の額（1ヶ月乗り放題）

区分	運送の対価
大人	1人1ヶ月 2,000 円
小学生から高校生	1人1ヶ月 1,000 円
障がいがある人	1人1ヶ月 1,000 円

・対価の支払い方法

旅客は、現金で支払うこととする。

1ヶ月乗り放題の券をちくさええとこセンター及びバス内で購入し、乗車することとする。

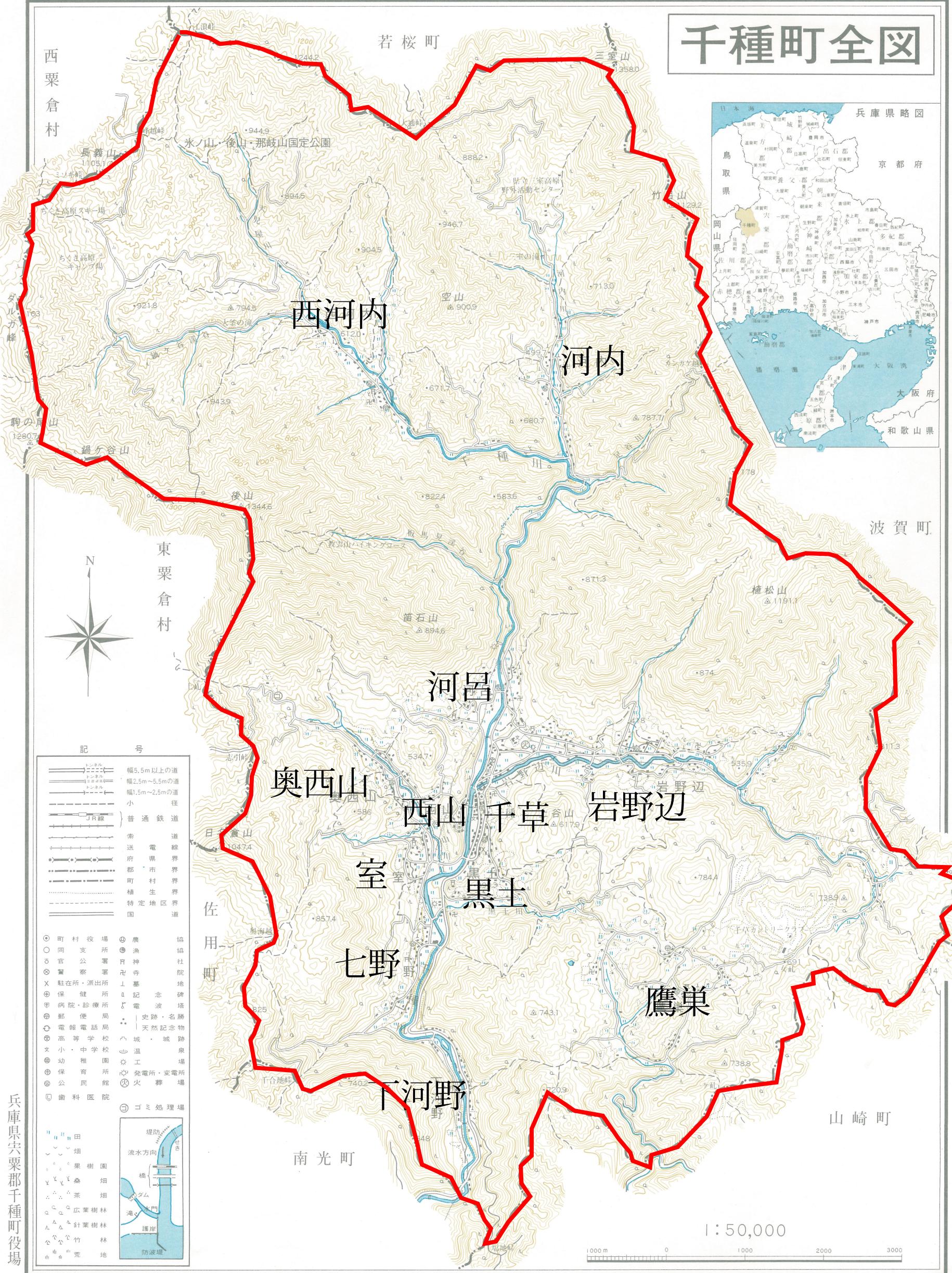
8. (事業者協力型自家用有償旅客運送の場合) 協力事業者の氏名又は名称及び住所

9. 添付書類

- (1) 定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿
- (2) 路線図
- (3) 法第79条の4第1～4号に該当しない旨を証する書類
- (4) 地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類
- (5) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- (6) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- (7) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- (8) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (9) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- (10) 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類

# 千種町全図

平成四年六月調製



令和8年 月 日

神戸運輸監理部長 殿

地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類

申請のあった自家用有償旅客運送については、下記のとおり地域公共交通会議等において、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民等の旅客輸送を確保するために必要であるとの協議が調ったので、その旨証明します。

記

1. 自家用有償旅客運送の種別

交通空白地有償運送

2. 地域公共交通会議等の名称及び対象市町村

(名称) 宮城県地域公共交通会議

(対象市町村) 宮城県

3. 地域公共交通会議等にて協議が調った年月日

令和7年12月22日

4. 運送主体の名称、住所、代表者の氏名

名 称 ちくさええとこ協議会  
住 所 宮城県仙台市千種町千草59番地1  
代表者の氏名 田 住 学

5. 調った協議の内容

(1) 路線又は運送の区域

宮城県仙台市千種町の全域

(2) 旅客から収受する対価（対価の内容を添付すること）

・対価の額（1乗車あたり）

区分	運送の対価
大人	1人1乗車につき 200円
小学生から高校生	1人1乗車につき 100円
未就学児	無料（保護者の同伴がある場合）
障がいがある人	1人1乗車につき 100円

・対価の額（1カ月乗り放題）

区分	運送の対価
大人	1人1か月 2,000円
小学生から高校生	1人1か月 1,000円
障がいがある人	1人1か月 1,000円

・対価の支払い方法

旅客は、現金で支払うこととする。

1 カ月乗り放題の券をちくさええとこセンター及びバス内で購入し、乗車することとする。

(3) 運送しようとする旅客の範囲

宍粟市千種町の住民及び来訪者

6. その他特記事項

令和7年12月22日

宍粟市地域公共交通会議 会長 富田 健次

神戸運輸監理部長 殿

## 宣 誓 書

当法人における役員の全員が、道路運送法第79条の4第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しないことを宣誓致します。

令和8年 月 日

名 称 ちくさええとこ協議会  
住 所 実栗市千種町千草 59 番地 1  
代表者の氏名 田 住 学

## 運転者就任承諾書 兼 就任予定運転者名簿

申請者（ちくさええとこ協議会）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運転者として就任することを承諾致します。

	氏 名	住 所	運転免許の種類	
			区 分	種 類
1	山田 基浩		普通	1種
2	関 正治		普通	1種
3	森井 俊二		普通	1種
4	切山 善博		普通	2種
5	小野 嘉昭		普通	1種

※ 運転免許の種類欄には、受けている運転免許の別（普通・大型及び1種・2種）を記載すること。

※ 第2種運転免許を有しない者にあっては、施行規則第51条の16第1項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

運行管理の責任者 就任承諾書

申請者（ちくさええとこ協議会）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運行管理の責任者として就任することを承諾致します。

また、乗車定員11人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者として就任した場合には、道路運送法施行規則第51条の18に規定する国土交通大臣が告示で定める講習を受講することを宣誓致します。

令和7年 月 日

住 所  
氏 名 山田 基浩

※ 乗車定員11人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあっては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

運送の主体(申請者名)	ちくさええとこ協議会
-------------	------------

### 運行管理の体制等を記載した書類

事務所名 (ちくさええとこセンター)

#### 1. 運行管理・整備管理の体制

##### (ア) 運行管理の責任者の就任予定名簿

No	氏名	住所	資格の種類	委託	協力
1	山田 基浩			<input type="radio"/>	

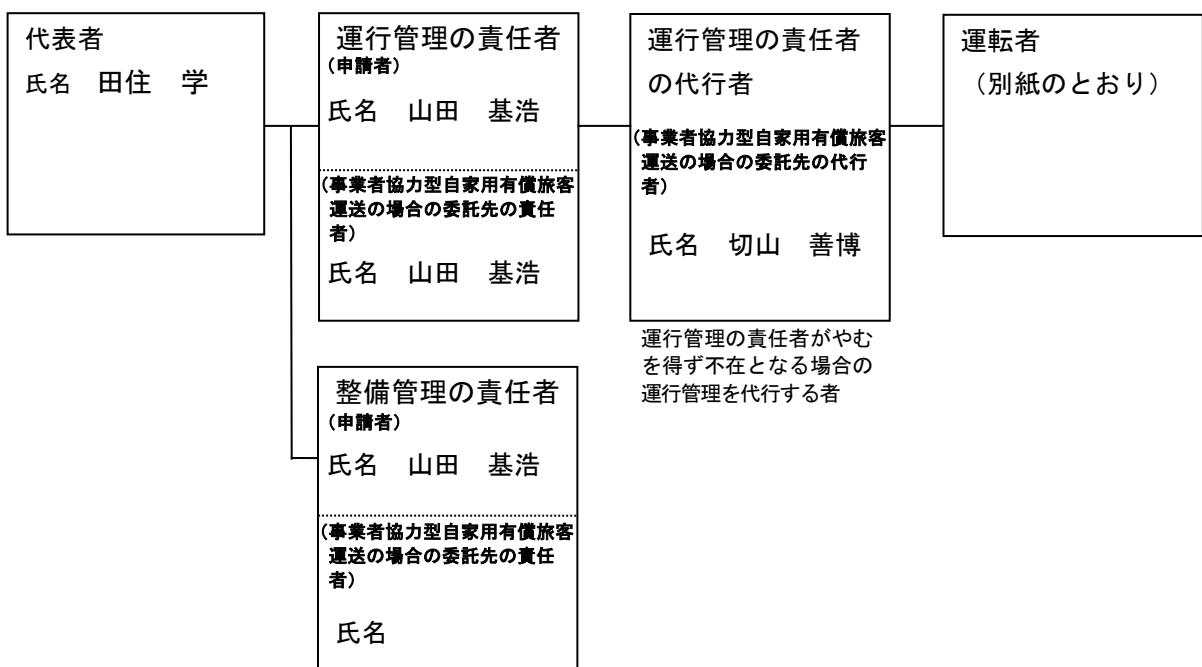
- 乗車定員11人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあっては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
- 資格の種類には、法23条第1項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。
- 運行を委託する場合は、受託者における運行管理の責任者を記載し、委託欄に○印を記載するものとする。
- 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、協力事業者における運行管理者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

##### (イ) 整備管理の責任者の就任予定名簿

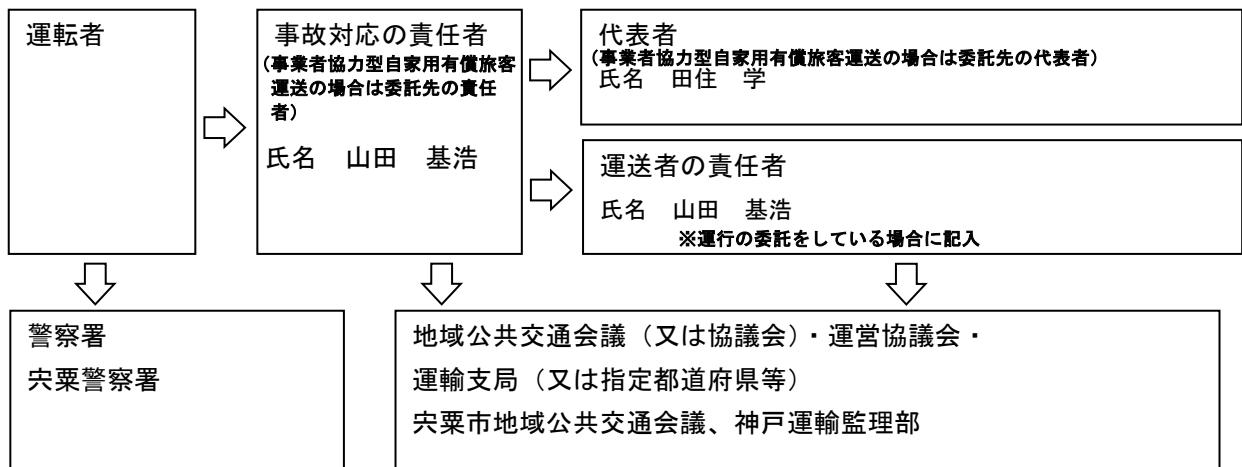
No	氏名	住所	協力
1	山田 基浩		

- 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、受託者において選任した者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

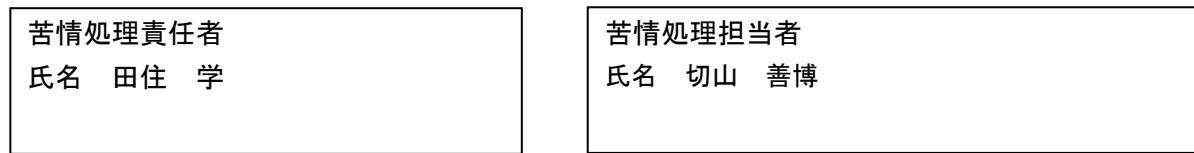
##### (ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



## 2. 事故処理連絡体制



## 3. 苦情処理体制



(契約申込書の写し、見積書の写しが添付できない場合は以下の宣誓書を添付する)

様式第8号

神戸運輸監理部長 殿

## 宣 誓 書

道路運送法第79条の登録を受けた時は、速やかに以下のとおり損害を賠償するための措置を講ずることを誓約します。

記

保険（共済）の種類	補償金額
対人保険（共済）	(無制限・ 万円)
対物保険（共済）	(無制限・ 万円)

令和8年 月 日

名 称 ちくさええとこ協議会  
住 所 実栗市千種町千草 59 番地 1  
代表者の氏名 田 住 学

議事(2)地域内ファイーダー系統補助に係る地域公共交通計画変更認定申請について

補助要綱規定事項一覧表

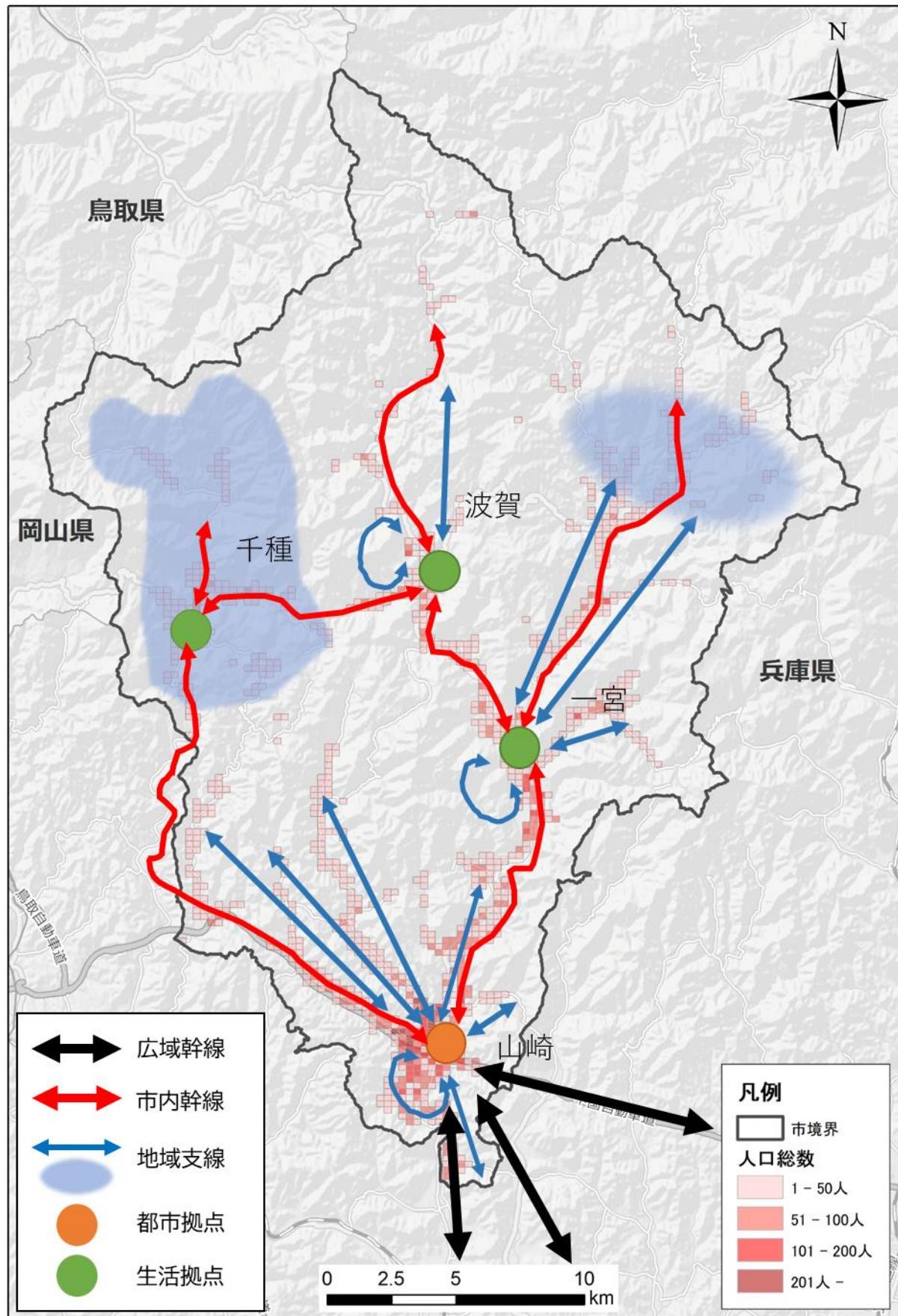
自治体名:宍粟市	計画名称:宍粟市地域公共交通計画	地域公共交通計画での記載箇所(頁)
		第6章 計画の目標 1 将来の地域公共交通ネットワーク (計画本体P55-P56)
	(第1号関係) 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置付け・役割 確保・維持する運行系統における位置付け・役割	第6章 計画の目標 1 将来の地域公共交通ネットワーク 補助対象路線の系統種別・必要性 (計画本体P57)
	(第2号関係) 上記を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性 上記を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性	第6章 計画の目標 1 将来の地域公共交通ネットワーク 補助対象路線の系統種別・必要性 (計画本体P57-P58)
補助要綱第17条第1項に規定する事項	(第3号関係) 地域公共交通確保維持事業による運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び 実施主体の概要 地域公共交通確保維持事業による運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び 実施主体の概要	第6章 計画の目標 2 計画全体の数値目標 (計画本体P59~ 60) ・利用者の数：評価指數1 (P59) ・収支：評価指數2 (P60) ・公的資金投入額：評価指數3 (P60)
	(第4号関係) 地域公共交通計画の区域内全体における 地域旅客運送サービスの利用者の数、収 支、費用に係る国又は地方公共団体の支 出の額その他の定量的な目標・効果及び その評価手法	第8章 計画の進捗評価 (計画本体P75)

## 第6章 計画の目標

### 1 将来の地域公共交通ネットワーク

現在の本市の地域公共交通ネットワークを踏まえたうえで、将来の地域公共交通ネットワークを以下のように示します。

項目	位置づけ	役割	具体的な路線
地域公共交通	大型バス (市内幹線)	市内の都市拠点と生活拠点を結び、市民の日常生活における移動を支える	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大型バス (横山線・倉床線、戸倉線・皆木線・原線、エーガイヤ線、千種線)</li> </ul>
	小型バス (地域支線)	市内の居住エリアから都市拠点もしくは生活拠点を結び、市民の日常生活を支える	<ul style="list-style-type: none"> <li>・循環バス (循環線)</li> <li>・小型バス (戸原線、城下線、梯河東線、与位河東線、鳴沢線、大谷線、土万線、塩田線、染河内川西線、下三方線、戸倉線、谷今市線、水谷線)</li> <li>・三方繁盛つれてってカー</li> <li>・ちくさええとこバス</li> </ul>
	広域バス・ 高速バス (広域幹線)	市域を越えて市民や来訪者の広域的な移動を支える	<ul style="list-style-type: none"> <li>・神戸三宮～山崎 (高速バス)</li> <li>・姫路駅前～林田・インター～山崎</li> <li>・姫路駅前～横関～山崎</li> <li>・姫路駅前～日赤病院前・四辻～山崎</li> <li>・山崎～新宮駅～ダイセル</li> <li>・山崎～新宮駅</li> <li>・山崎～たつの</li> <li>・その他ダイセル線</li> </ul>
	個別送迎	個々の需要に対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般タクシー (3社)</li> </ul>
その他	-	特定の需要に対応し、日常生活を支える	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールバス</li> <li>・外出支援サービス</li> <li>・介護タクシー</li> </ul>



## 図 将来の地域公共交通ネットワークイメージ

## 【国の補助制度を活用した路線バスの維持】

本市では、現在市内で運行している路線バスや市外へ運行する路線バスにおいて、市の行政負担に加え、国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金を活用して路線を維持しています。計画策定後も継続して地域内フィーダー系統、地域間幹線系統としての役割を担うことから、本計画で行政による支援を明確に位置づけます。

表 補助対象路線の系統種別・必要性

位置づけ	小型バス（地域支線）		大型バス（市内幹線） 広域バス・高速バス（広域幹線）
系統種別	地域内フィーダー系統		地域間幹線系統
対象路線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市役所前～下宇原1</li> <li>・山崎～下比地</li> <li>・はりま一宮小学校前～いちのびあ～福知渓谷</li> <li>・皆木～上垣内</li> <li>・宍粟市総合教育センター～皆木</li> <li>・皆木～皆木</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ちくさええとこバス</li> </ul>	<p>【神姫バス株】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・姫路駅前～林田・インター～山崎</li> <li>・姫路駅前～横関～山崎</li> </ul> <p>【株ウイング神姫】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・山崎～新宮駅～ダイセル</li> <li>・山崎～まほろばの湯～横山・倉床</li> <li>・山崎～皆木～エーガイヤちくさ</li> </ul>
役割	55ページ表内「役割」にて記載		55ページ表内「役割」にて記載
路線維持や補助の必要性	いずれも市内の各地域から市内の交通拠点及び都市拠点である山崎に連結する役目を担う路線として、重要な役割を担っている。一方、交通事業者や市の努力のみでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業による運行の維持、確保が必要となる。		鉄軌道を有しない本市において、隣接する市町村間を結ぶ定期路線運行は、日常生活や観光において重要な役割を担っている。今後も継続的な運行が求められる中で交通事業者や県、市の努力のみでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業による運行の維持、確保が必要となる。
実施主体	株ウイング神姫	ちくさええとこ協議会	神姫バス株、株ウイング神姫
区分	4条乗合	79条登録	4条乗合
運行態様	路線定期運行	区域運行	路線定期運行

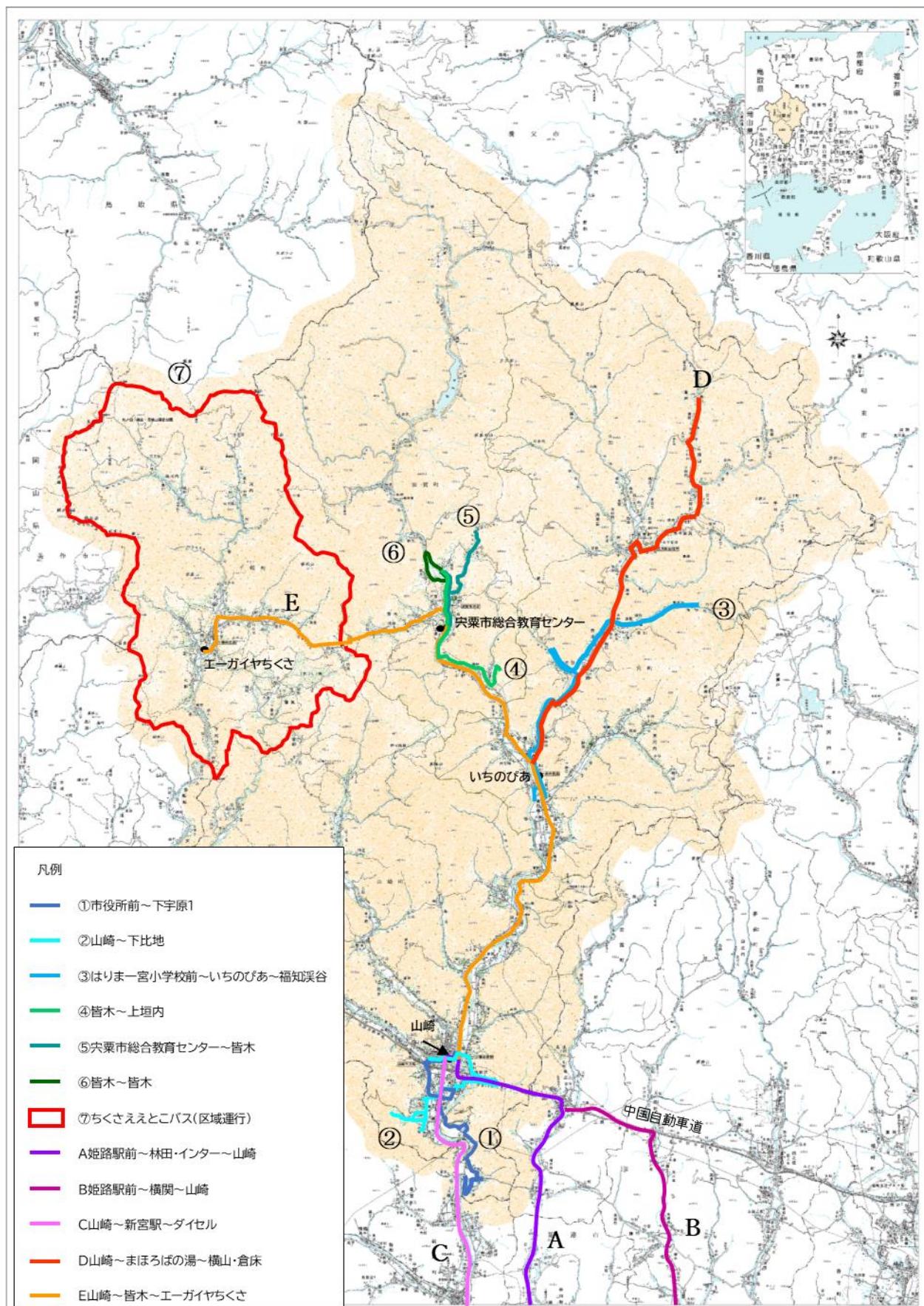


図 地域内フィーダー系統・地域間幹線系統の運行範囲

## 2 計画全体の数値目標

まちの将来像の実現をめざして取り組む施策の達成状況を総合的に評価・検証するために、計画全体の数値目標を以下のとおり設定します。

なお、目標値については、本計画で中間見直しを行う令和 10（2028）年度と本計画の最終年度である令和 15（2033）年度をそれぞれの目標値とし、達成状況の評価にあたっては、評価指標によって異なりますが、原則、毎年モニタリング調査を実施し、中間見直し時に目標値の検証を行います。

### 【目標 1】：地域公共交通の利用者数を維持する

バスの利用者数は、平成 27 年の再編後、順調に増加していましたが、令和 2 年度以降、コロナ禍の影響を受けて大幅に減少しています。

しかし、令和 5 年度には、行動制限の解除を受けて回復傾向が続いていること、また、上位計画である市総合計画において、既にまちづくり指標として設定しており、毎年、実績値に対する検証と分析を行い、管理していることから、本計画においても、従来の計画値を目標値とします。

#### 【評価指標 1】バス利用者数

評価指標	現状値	中間評価値※ 4	目標値※ 5
大型バス利用者数 (年間)	206,518 人※ <sup>1</sup>	223,100 人	223,100 人
小型バス・循環バス利用者数	24,398 人※ <sup>1</sup>	31,600 人	31,600 人
三方繁盛つれてつてカー利用者数 (年間)	177 人※ <sup>2</sup>	240 人	240 人
広域バス・高速バス利用者数 (年間)	614,063 人※ <sup>3</sup>	614,000 人	614,000 人

※ 1：令和 5 年度（令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月）の見込値。

※ 2：令和 5 年度（令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月）の実績値。

※ 3：令和 5 年度（令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月）の実績値で、株式会社神姫バスが運営している、市外に運行する広域バス・高速バスの合計利用者数。

※ 4：令和 10 年度（令和 9 年 10 月～令和 10 年 9 月）の値であり、宍粟市総合計画後期基本計画に記載の値。

※ 5：令和 15 年度（令和 14 年 10 月～令和 15 年 9 月）の値であり、宍粟市総合計画後期基本計画に記載の値。

## 【目標 2】：地域公共交通の収支を維持する

地域公共交通ネットワークを維持するために、路線ごとの収支率の維持、もしくは改善をめざします。

### 【評価指標 2】路線ごとの収支率

評価指標	現状値※1	中間評価値※2	目標値※3
市内を運行する地域公共交通の収支率（年間）	15.2%	15.2%	15.2%

※1：令和5年度（令和4年10月～令和5年9月）の見込値。

※2：令和10年度（令和9年10月～令和10年9月）の値。

※3：令和15年度（令和14年10月～令和15年9月）の値。

## 【目標 3】：財政負担を維持する

地域の人口減少が見込まれる中で、地域公共交通ネットワークの維持にかかる財政負担が新たな市民負担とならないように、市の地域公共交通に対する負担水準の維持に努めます。

### 【評価指標 3】財政負担の維持

評価指標	現状値※1	中間評価値※2	目標値※3
市が地域公共交通に対して負担している補助額	145,000 千円	現状値を維持	現状値を維持
【参考】人口将来推計から見る市民一人当たりの負担額	4,400 円	4,900 円	5,500 円

※1：令和5年度（令和4年10月～令和5年9月）の見込値。

※2：令和10年度（令和9年10月～令和10年9月）の値。

※3：令和15年度（令和14年10月～令和15年9月）の値。

## 【目標 4】：市民に地域公共交通の利用を促す

市民に地域公共交通を利用してもらうため、市民が地域公共交通に触れることのできる機会を多く設けることで、地域公共交通に対する意識醸成を行います。

### 【評価指標 4】地域公共交通の利用促進

評価指標	現状値※1	中間評価値※2	目標値※3
しーたんバス時刻表の発行部数	全戸配布	全戸配布	全戸配布
路線バスの乗車体験イベントの実施	-	4回/年	4回/年

※1：令和5年度（令和4年10月～令和5年9月）の値。

※2：令和10年度（令和9年10月～令和10年9月）の値。

※3：令和15年度（令和14年10月～令和15年9月）の値。

## 第8章 計画の進捗評価

本計画を実行するにあたって、施策・事業の実施状況及び目標の達成状況を定期的に確認し、本計画の進捗を適正に管理する必要があります。また社会・経済情勢等の変化に柔軟に対応し、必要に応じた施策や目標の見直しを行うことも考慮する必要があります。

そこで、本計画を着実かつ効率的に推進するため、PDCAサイクルに基づく検証、見直しを行います。

なお、本計画の推進にあたっては、「宍粟市地域公共交通会議」が行い、会議内で計画の評価、検証を行うとともに、「地域」「交通事業者」「行政」等の意見交換を実施し、必要に応じて計画の見直しを行います。

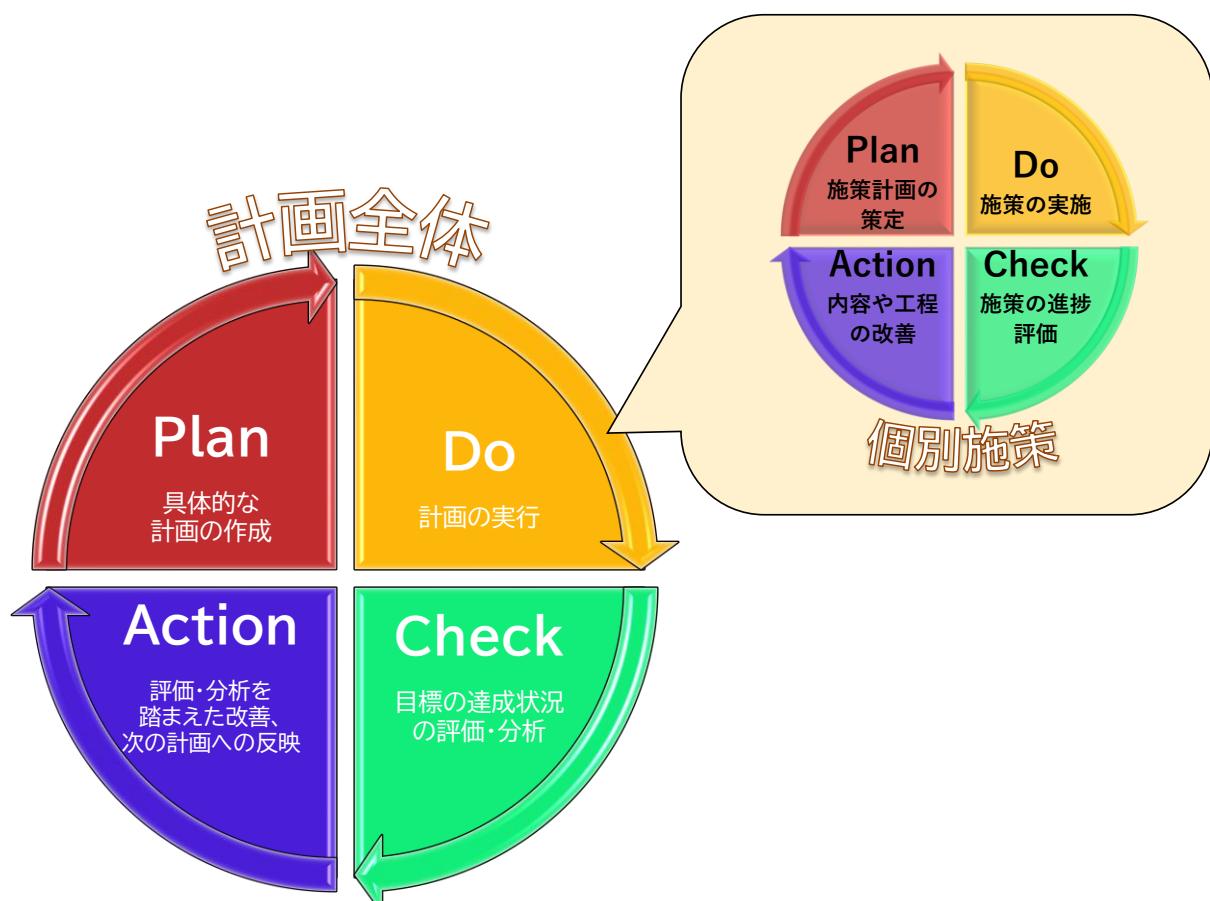


図 本計画における PDCA サイクルのイメージ

様式第1－2（日本産業規格A列4番）

宍市ま第号  
令和7年12月日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 兵庫県宍粟市地域公共交通会議  
住 所 宍粟市山崎町中広瀬133番地6  
代表者氏名 会長 富田 健次

地域公共交通計画変更認定申請書

令和7年9月25日付け国総地第144号で国土交通大臣より認定された地域公共交通計画を別紙のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

○ 変更日

令和8年2月1日

○ 変更箇所

表1 申請番号（7）追加

○ 変更理由

令和8年2月1日付で申請番号（7）を新たに対象の系統に追加するため。

※本申請書に、変更する事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

※「変更理由」は、具体的に記述すること。

## 地域公共交通計画別紙 新旧対照表

変更前		変更後	
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性		1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性	
鉄軌道を有しない本市において、現在、市民の移動手段は自家用車に大きく依存しているが、少子高齢化や人口減少が進む中、今後、交通弱者が増加することが見込まれている。そのような中、住み慣れた地域で安心して生活していくためには、地域と市内外の施設を結ぶ地域公共交通網が必要である。市内外を運行する地域公共交通としては、主に大型バスと広域バスの路線である地域間幹線系統と、幹線に接続して市内の拠点を結ぶ小型バスの路線やデマンド乗合交通		鉄軌道を有しない本市において、現在、市民の移動手段は自家用車に大きく依存しているが、少子高齢化や人口減少が進む中、今後、交通弱者が増加することが見込まれている。そのような中、住み慣れた地域で安心して生活していくためには、地域と市内外の施設を結ぶ地域公共交通網が必要である。市内外を運行する地域公共交通としては、主に大型バスと広域バスの路線である地域間幹線系統と、幹線に接続して市内の拠点を結ぶ小型バスの路線やデマンド乗合交通	
隣接する市町村間を結ぶ地域間幹線系統の定期路線運行は、通勤通学をはじめとした日常生活における利用や観光において重要な役割を担つており、地域支線は、市内の各地域から市内の交通拠点及び都市拠点である山崎に連結する役目を担う路線として、また元気な高齢者の移動手段として、重要な役割を担つていている。		隣接する市町村間を結ぶ地域間幹線系統の定期路線運行は、通勤通学をはじめとした日常生活における利用や観光において重要な役割を担つており、地域支線は、市内の各地域から市内の交通拠点及び都市拠点である山崎に連結する役目を担う路線として、また元気な高齢者の移動手段として、重要な役割を担つていている。	
いずれの路線も今後も継続的な運行が求められる中で交通事業者や県、市の努力のみでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業による運行の維持、確保が必要となる。		いずれの路線も今後も継続的な運行が求められる中で交通事業者や県、市の努力のみでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業による運行の維持、確保が必要となる。	
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果		2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果	
(1) 事業の目標		(1) 事業の目標	
【利用者数】		【利用者数】	
(1) 市役所前～下宇原 1 (2) 山崎～下比地 (3) はりま一宮小学校前～いちのひあ～福知渓谷 (4) 皆木～上垣内 (5) 宍粟市総合教育センター～皆木 (6) 皆木～皆木 (7) ちくさえとこバス 年間利用者数（令和8年2月1日～9月30日）630人		(1) 市役所前～下宇原 1 (2) 山崎～下比地 (3) はりま一宮小学校前～いちのひあ～福知渓谷 (4) 皆木～上垣内 (5) 宍粟市総合教育センター～皆木 (6) 皆木～皆木 (7) ちくさえとこバス 年間利用者数（令和8年2月1日～9月30日）630人	
【収支】		【収支】	
(3. 路)		支線として運行する路線の収支率4.6%以上を目標とする。 【公的資金投入額】 支線として運行する路線の公的資金投入額を54,000千円以内とする。	
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者		4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者	
(1) 運行系統の概要		運行系統 路線・区域 サービス水準 運賃・運送予定	
路線分類 路線 サービス水準 車両形態 送の対価		運行系統 路線・区域 サービス水準 運賃・運送予定	
市内完結路 出発地～地域の市外連絡 1日1～4往復 小型車両 200円 株式会社 線（支線） 路線との接続拠点 週2日～週5日定期運行 ※土日祝、お盆、年末年始 運休 神姫 (1)～(6) 出発地～地域の市外連絡 1日1～4往復 週2日～週5日定期運行 ※土日祝、お盆、年末年始 運休 (7) 宍粟市千種町全域 週5日予約制 ※土日祝、年末年始運休 (2) 運賃 200円 ちくさえとこ協議会 (3) 運行予定者 株式会社ワイング神姫 支線の詳細は表1のとおり		運行系統 路線・区域 サービス水準 運賃・運送予定	
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額		5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額	
地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る6系統について、その運行に係る費用のうち、宍粟市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。		地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る7系統について、その運行に係る費用のうち、宍粟市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。	

詳細は表1のとおり

令和7年12月22日

(名称) 宍粟市地域公共交通会議

## 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

鉄軌道を有しない本市において、現在、市民の移動手段は自家用車に大きく依存しているが、少子高齢化や人口減少が進む中、今後、交通弱者が増加することが見込まれている。

そのような中、住み慣れた地域で安心して生活していくためには、地域と市内外の施設を結ぶ地域公共交通網が必要である。市内外を運行する地域公共交通としては、主に大型バスと広域バスの路線である地域間幹線系統と、幹線に接続して市内の拠点を結ぶ小型バスの路線やデマンド乗合交通の地域支線がある。

隣接する市町村間を結ぶ地域間幹線系統の定期路線運行は、通勤通学をはじめとした日常生活における利用や観光において重要な役割を担っており、地域支線は、市内の各地域から市内の交通拠点及び都市拠点である山崎に連結する役目を担う路線として、また元気な高齢者の移動手段として、重要な役割を担っている。

いずれの路線も今後も継続的な運行が求められる中で交通事業者や県、市の努力のみでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業による運行の維持、確保が必要となる。

## 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

### (1) 事業の目標

#### 【利用者数】

(1) 市役所前～下宇原 1	1便あたり2人以上の利用者数
(2) 山崎～下比地	1便あたり2人以上の利用者数
(3) はりま一宮小学校前～いちのぴあ～福知渓谷	1便あたり2人以上の利用者数
(4) 皆木～上垣内	1便あたり2人以上の利用者数
(5) 宍粟市総合教育センター～皆木	1便あたり2人以上の利用者数
(6) 皆木～皆木	1便あたり2人以上の利用者数
(7) ちくさええとこバス	年間利用者数（令和8年2月1日～9月30日）630人

#### 【収支】

支線として運行する路線の収支率4.6%以上を目標とする。

#### 【公的資金投入額】

支線として運行する路線の公的資金投入額を54,000千円以内とする。

### (2) 事業の効果

- ①地域住民の通院・買い物等の日常生活を支える移動手段の確保
- ②交通空白地域の解消
- ③通勤・通学手段の確保
- ④定額運賃による利便性の向上
- ⑤市外連絡路線（幹線）との連携によるネットワークの構築

## 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・利用者から直接要望を聞くことや地元自治会長から意見を聴取した結果をもとに、利便性向上のためにダイヤや路線の見直しの実施（市・事業者）
- ・公共交通のネットワークが一目で分かる公共交通マップの作成および、市内全戸配布（市・事業者）
- ・沿線地域でのバスの乗り方教室の実施（市・事業者）
- ・利便性向上のため、ダイヤや路線の見直しに合わせ、GTFS-JPデータの更新を行う（市）

## 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

別 紙 (地域内フィーダー系統)

運行系統	路線・区域	サービス水準	運賃・運送の対価	運送予定者
(1)～(6)	出発地～地域の市外連絡路線との接続拠点	1日1～4往復 週2日～週5日定期運行 ※土日祝、お盆、年末年始運休	200円	株式会社 ウイング 神姫
(7)	宍粟市千種町全域	週5日予約制 ※土日祝、年末年始運休	200円	ちくさえとこ協議会

支線の詳細は表1のとおり

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る7系統について、その運行に係る費用のうち、宍粟市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

毎月、路線毎の利用者数の集計を行い、評価を実施。利用状況を各自治会長に公表。また、利用者からの聞き取り調査を行い、より利便性の高いダイヤへの見直しを行う。

収支率、公的資金投入額について、数値指標によるモニタリング・評価を実施する。

7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」のとおり
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	<p>(1) 事業の目標</p> <p>該当なし</p> <p>(2) 事業の効果</p> <p>該当なし</p>
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	<p>(1) 事業の目標</p> <p>該当なし</p> <p>(2) 事業の効果</p> <p>該当なし</p>
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	該当なし

## 18. 協議会の開催状況と主な議論

- ・令和6年6月27日（R6第1回）R7地域公共交通計画別紙の提出について
- ・令和7年1月28日（R6第2回）事業評価の協議、バス停の新設、小型バス路線の祝日運休について
- ・令和7年2月28日（書面協議）地域内フィーダー系統確保維持計画の変更、自家用有償旅客運送の更新登録の申請について
- ・令和7年3月7日（書面）地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について周知
- ・令和7年6月25日（R7第1回）R8地域公共交通計画別紙の提出について、宍粟市地域公共交通計画の進捗について、運賃協議分科会の設置について
- ・令和7年10月30日（R7第2回）千種地域内の小型バス2路線の廃止について、地域公共交通計画の変更について、R8地域公共交通計画の変更届出について
- ・令和7年12月22日（R7第3回）千種地域内のデマンド型乗合交通の自家用有償旅客運送の登録申請について、R8地域公共交通計画の変更認定申請について

## 19. 利用者等の意見の反映状況

会議に住民代表として公募委員のほか、各町連合自治会や老人クラブ連合会、社会福祉協議会より各々1名に参画いただき、利用者等の意見を反映している。

また、地域自治会との調整、利用者の意見聴取やバス乗務員への聞き取りを実施し見直しの参考にしている。

## 【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬 133-6

(所 属) 宍粟市役所市民生活部

まちづくり推進課

(氏 名) 藤多 祐太郎

(電 話) 0790-63-3123

(e-mail) machizukuri-ka@city.shiso.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

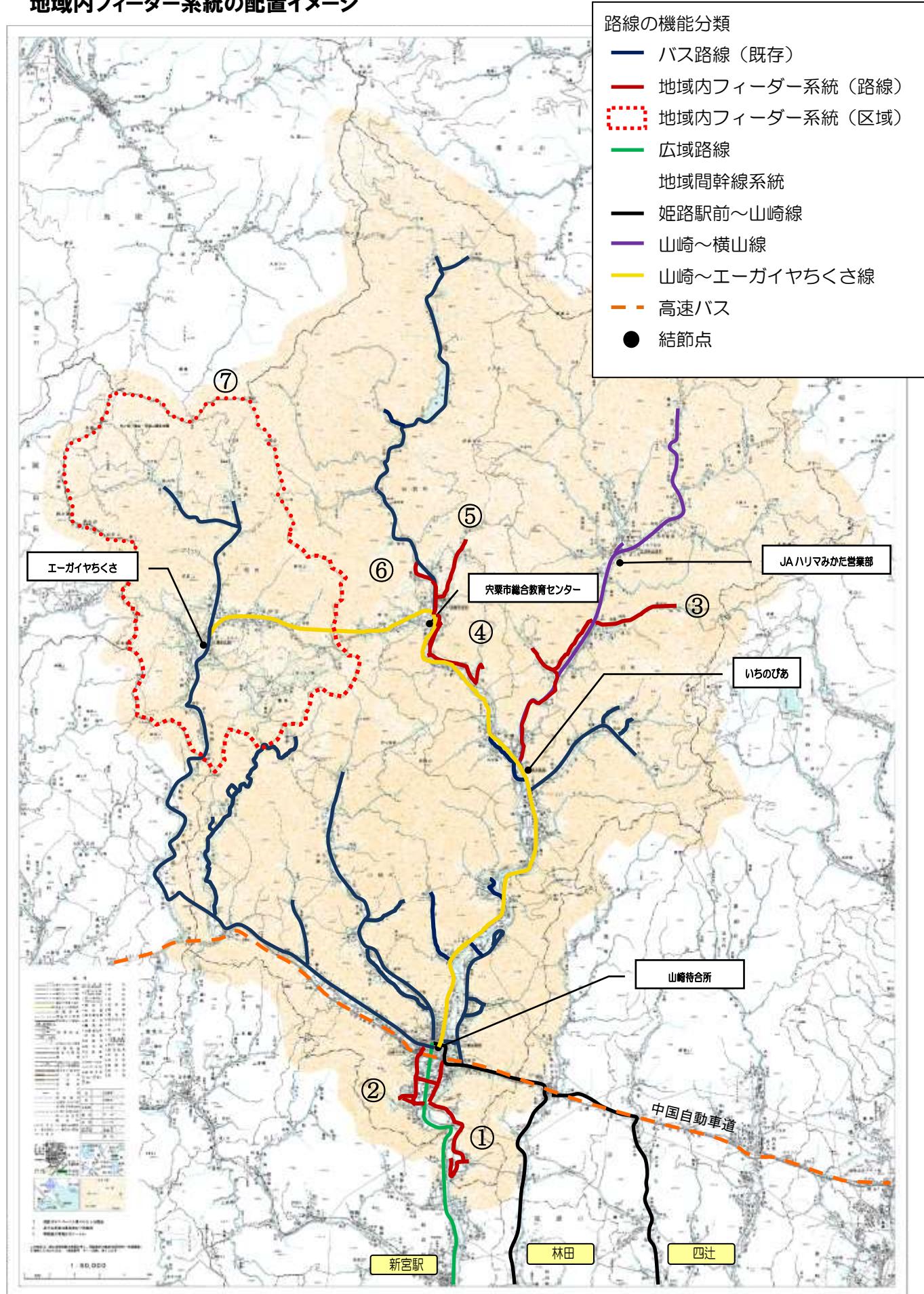
表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フイーダー系統)

市町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)			運行系統			地域内フイーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)		
		起点	経由地	終点	系統 キロ程	計画 運行 回数	利便 増進 特例措 置	運行態様の別	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準木で該 当する要件 (別表7・9)
宍粟市	株式会社ウイン グ神姫	(1) 市役所前～山崎～下宇原1	市役所前	山崎・川戸3 須賀川・金谷 自治会館前・国 見の森	下宇原1 往13.2km 復13.2km	238日 238日	1071回 952回	路線定期運行 路線定期運行	①、②(1) ①、②(1)	地域間幹線系統である神 姫バス山崎～姫路線の山 崎停留所で接続
		(2) 山崎～下比地	山崎	下比地	往12.5km 復12.5km	238日		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統である神 姫バス山崎～姫路線の山 崎停留所で接続
		(3) はりま一宮小学校前～ いちのひあ～福知渓谷	はりま一宮小 学校前	福知渓谷 いちのひあ～福 知渓谷	往16.2km 復16.2km	97日	291回	路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウ イング神姫横山線の 曲里停留所で接続
		(4) 皆木～上垣内	皆木	上垣内	往7.9km 復7.9km	98日	294回	路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウ イング神姫山崎～エーガイヤ ちくさ線の安賀停留所と接 続
		(5) 宍粟市総合教育センターハウス	総合教育 センター	皆木	往7.0km 復7.0km	140日	420回	路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウ イング神姫山崎～エーガイヤ ちくさ線の皆木停留所と接 続
		(6) 皆木～飯見詰所北～皆木	皆木	飯見詰所北	皆木	往3.8km (循環系統)	140日	280回	路線定期運行	①、②(1)
	ちくさんえどこ協 議会	(7) ちくさんえどこバス	宍粟市千種町 全域			161日	483回	区域運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウ イング神姫山崎～エーガイヤ ちくさ線のエーガイヤちくさ 停留所と接続

(注)

- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
- 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
- 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
- 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フイーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載すること。
- 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
- 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フイーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークなどのように接続を確保するかについて記載すること。
- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」、「利便増進特例措置」について記載を要しない。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

## 地域内フィーダー系統の配置イメージ



## ダイヤ変更について ※2026年4月1日変更

いつもウイング神姫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

2026年4月に運行ダイヤの変更を予定いたしております。概要は以下の通りとなります。

尚、最終的な変更内容は、1月の会議にてご案内いたします。

### 全線

- JR線及び神姫バス路線のダイヤ改正の状況により、発車時刻を変更いたします
- 停留所間の運転時分の見直しを行います

### 高速 山崎～神戸三宮線

- (平日) 山崎17：00発を削減し、13：00発を新設【検討中】
- (平日) 神戸三宮13：00発を削減し、12：00発を新設【検討中】
- (平日) 神戸三宮18：50発を削減し、16：45発を新設【検討中】

### 山崎～横山・皆木・エーガイヤちくさ線

- (平日) いちのぴあ停留所の廃止【検討中】
- (全日) まほろばの湯経由便の削減【検討中】
- (全日) 横山行き、皆木方面行きの差し替え【検討中】
- (土日祝日) 山崎7：30発皆木行きを、皆木経由エーガイヤちくさ行きに変更【検討中】

### 山崎～ダイセル前線

- (平日) 龍野19：18発姫路駅行きの発車時刻を遅らせ、山崎18：50発便に接続【検討中】
- (平日) 新宮駅18：17発山崎行きの発車時刻を、新宮駅18：07発に変更【検討中】

### 小型バス路線

- 大型バス路線のダイヤ変更により、運行時刻を変更
- 一部、運行ルートを変更【検討中】
- ご利用ニーズに合わせ、午後便を午前便に振り替え【検討中】

※最終的な変更内容は、2026年1月の会議にてご案内いたします

お問い合わせ：株式会社ウイング神姫 本社 TEL0790-65-9171